

研

究

紀

要

第

15

号

野尻遺跡群の土器編年について

齋藤 淳 (中泊町教育委員会)

1 ~ 14

礎石建物と掘立柱建物の相関性 —青森県内の近世住宅—

中村 隼人 (青森県埋蔵文化財調査センター) 15 ~ 26

五月女菴遺跡出土の弥生・奈良時代の土器について

榑原 滋高 (五所川原市教育委員会) 27 ~ 34

三沢市平畑遺跡(1)から出土した緑釉陶器について

高橋 照彦 (大阪大学大学院文学研究科)

長尾 正義 (三沢市教育委員会) 35 ~ 48

2010.3

青森県埋蔵文化財調査センター



口絵 三沢市平畑(1)遺跡出土緑釉陶器皿

野尻遺跡群の土器編年について

齋藤 淳（中泊町教育委員会）

はじめに

平安時代9世紀末から10世紀前葉にかけては、津軽一円において集落・生産遺跡が爆発的な展開を見せる時期である。なかでも青森市浪岡地区（旧浪岡町）西部を南流する大釈迦川右岸の段丘上には、約4kmにわたって、北から山本・野尻（1）・野尻（4）・野尻（2）・野尻（3）・高屋敷館・山元（1）・山元（2）・山元（3）遺跡といった当該期を主体とする古代遺跡が集中的に分布する（図1）。

昭和59年（1984）山本遺跡の発掘調査を嚆矢として、国道7号バイパス建設事業・国道101号建設事業・大釈迦工業団地開発事業などに伴う発掘調査が、今日まで20年以上にわたって継続し、この間に検出された古代の竪穴建物跡は800棟余、過去青森県内で調査された当該期建物跡総数の一割以上に達する（表1）。本稿では、これらについて高屋敷館遺跡以北の遺跡群を「野尻遺跡群」、以南の遺跡群を「山元遺跡群」と仮称し^(注1)、前者の建物跡出土のロクロ土器食膳具を中心に、9世紀中葉より10世紀前葉に至る土器編年を検討するものである。

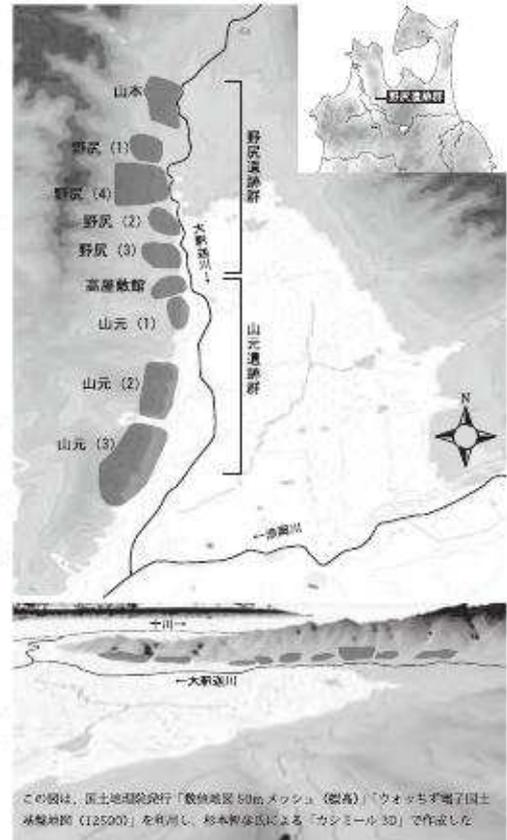


図1 野尻遺跡群位置図

1. 検討対象と器種分類

本稿で比較検討する土器は、統計処理を伴う関係上、当該期において時間的にも空間的にも普遍で、かつ定量存在が期待しうるロクロ土器食膳具^(注2)（いわゆる「赤焼土器」「赤褐色土器」「須恵系土器」等）を主体とし、高台付土器・黒色土器（内黒処理された土器、いわゆる狭義の「土師器」等）・非ロクロ土器（いわゆる「巻上土器」「手捏土器」等）・須恵器などについては、規格性が低い（個体毎の偏差が大きい）あるいは絶対量が少ないなどの理由から除外した。

野尻遺跡群建物跡ほかから出土したロクロ土器食膳具より、床面・カマド出土など遺構に共伴する可能性が高く、全体の器形が把握できる資料664点を抽出し、観察表などより口径・底径・器高・底径指数（底径/口径×100）・器高指数（器高/口径×100）を求めた。次に器高指数を基に、30.0未満を皿、30.0～49.9を坏、50.0以上を碗とした（図2-1）。さらに皿・坏・碗それぞれの口径分布を基に、小皿（口径12.0cm未満）・中皿（12.0～14.9cm）・大皿（15.0cm以上）（図2-2）、小坏（12.0cm未満）・中坏（12.0～14.4cm）・大坏（14.5cm以上）（図2-3）、小碗（12.0cm未満）・中碗（12.0～13.9cm）・大碗（14.0cm以上）（図2-4）の9器種に分類した。^(注3) 以下では、とくに中坏に重点を置いて、土器編年を試みる。

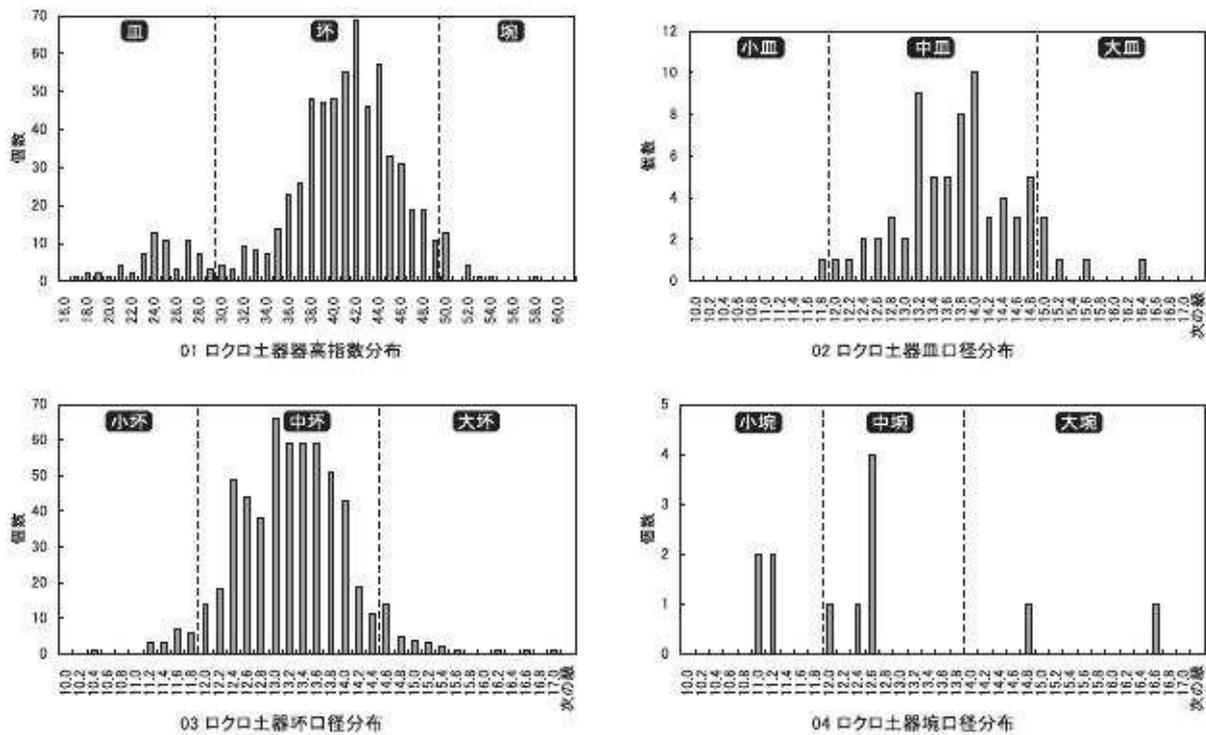


図2 野尻遺跡群出土ロクロ土器種分類

2. 野尻(2)遺跡第1次調査

本項では、野尻遺跡群のうち、野尻(2)遺跡第1次調査(以下「野尻(2)I」:(青森県教育委員会1995))検出建物跡を対象として、集落変遷ならびにロクロ土器の法量変化について検討する^(註4)。

同調査で検出された10棟の古代建物跡を、建物構造・主軸などを基にI群～V群に分類した(図3・4)。I群は南東壁に煙道部の長い地下式カマドを有する第3号・第11号住居跡である。同群出土の中杯の底径平均値は6.6cmである。

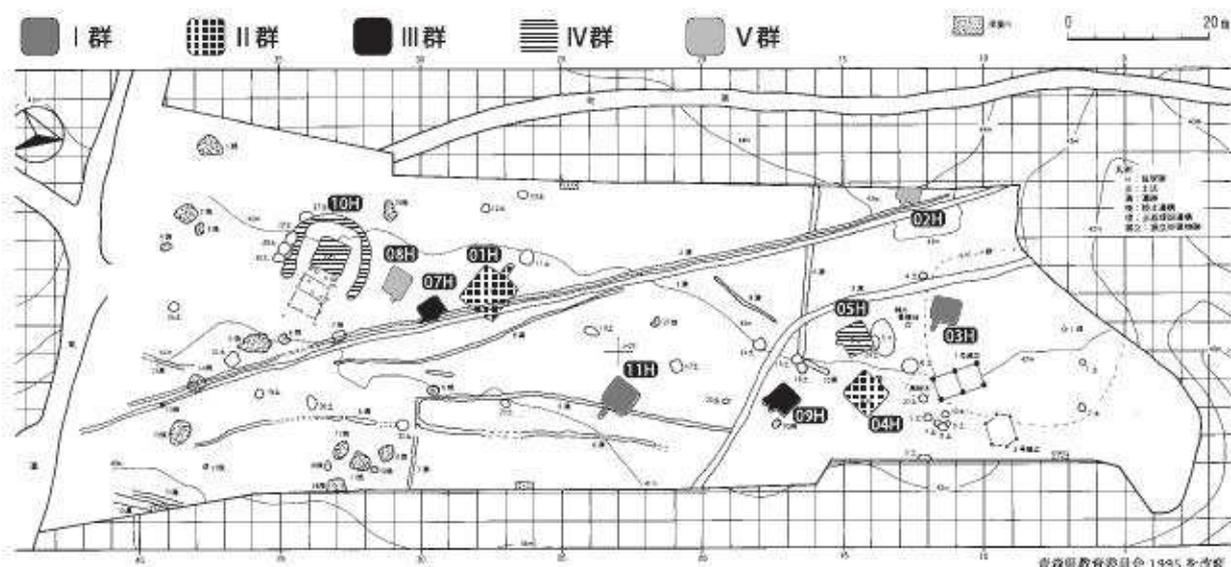
II群は内柱構造で、北西カマドを有する第1号・第4号住居跡である。中杯の底径平均値は6.3cmである。底径平均値7cm前後の中皿・大杯を伴う。

III群は南東壁に地下式カマドを有する第7号・第9号住居跡である。大小法量分化が看取される中杯の底径平均値は6.0cmである。底径6.1cmの中皿、底径7.6cmの大杯を伴う。

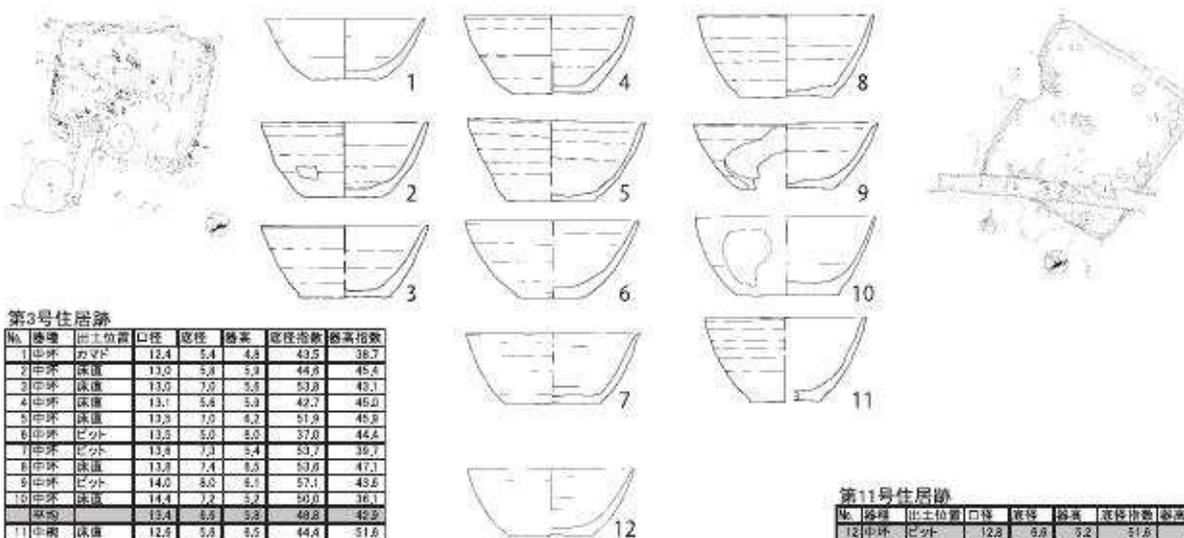
IV群は隅柱構造で、南東壁に半地下式カマドを有する第5号・第10号住居跡である。後者は、竪穴建物+掘立柱建物+外周溝(いわゆる「3点セット」)など複数の要素から構成される複合的建物跡である。野尻遺跡群全体では約400棟検出されており、同遺跡群において支配的な建物構造である。中杯の底径平均値は4.8～5.1cmである。底径6cm前後の中皿を伴う。なお、第10号住居跡出土土器は、外周溝出土のものが卓越し、異なった時期の土器が混入している可能性がある。

V群は南東壁に半地下式カマドを有する第2号・第8号住居跡である。中杯ほか出土遺物が少なく、時期不明の建物跡を本群とした。

住居構造や出土遺物から、おおむねI～V群の推移を示すものと考えたい。各群の年代については、精緻な編年体系が構築されている秋田城跡出土土器編年を参考にする。



野尻(2) | - I 群



野尻(2) | - II 群

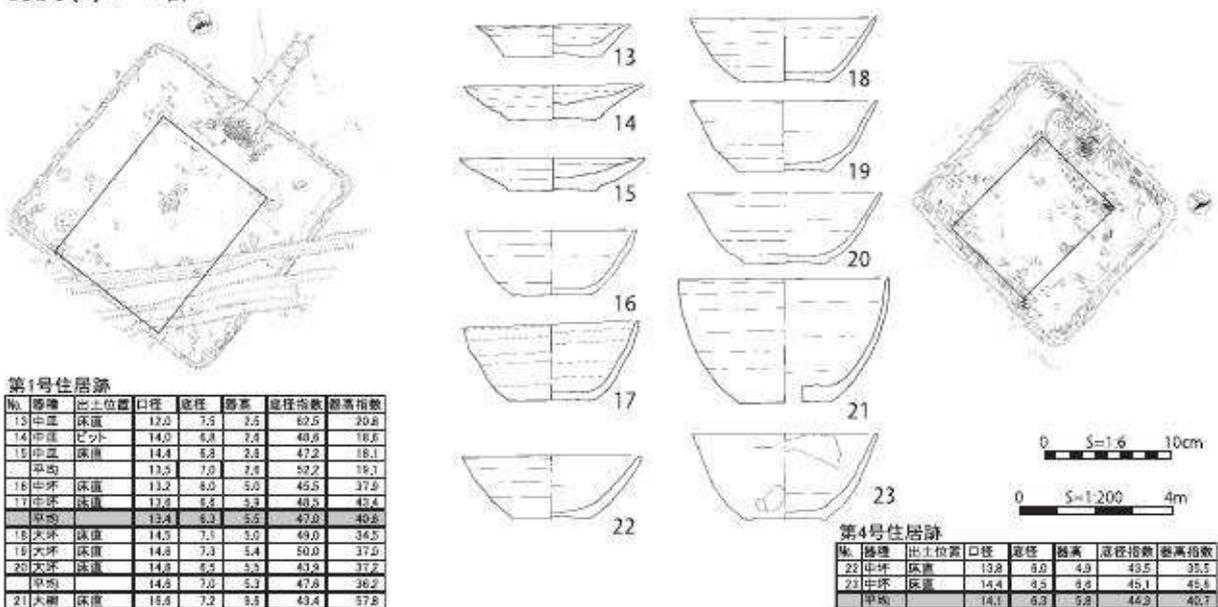
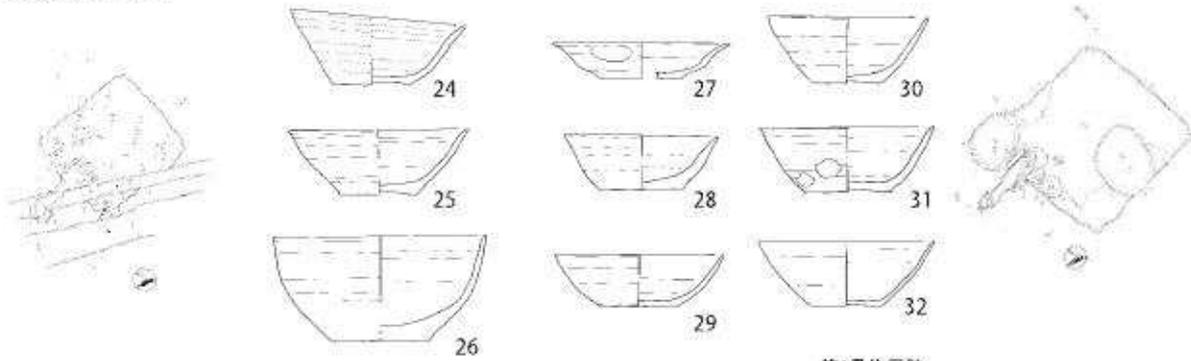


図3 野尻(2) 1次調査検出建物跡・出土ロクロ土器 1

野尻(2) I-III群



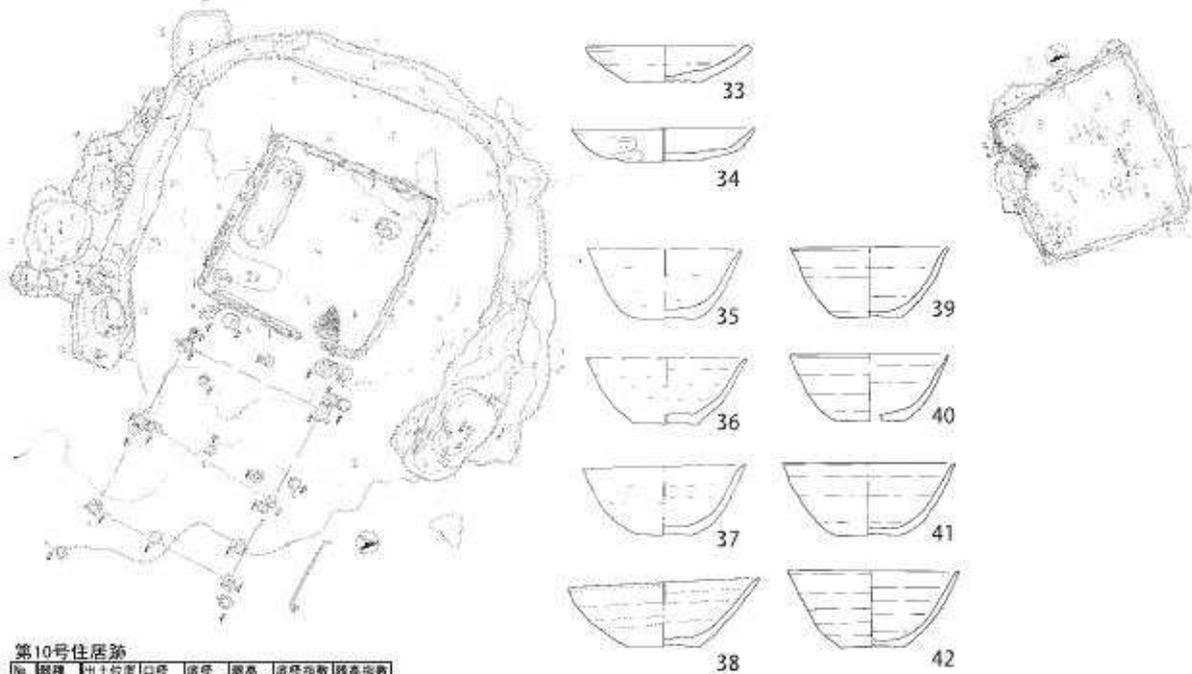
第7号住居跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 体高 | 底径指数 | 体高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 24 | 中鉢 | 床直 | 13.8 | 6.0 | 5.2 | 47.5 | 39.4 |
| 25 | 中鉢 | 床直 | 14.0 | 6.2 | 5.0 | 42.3 | 35.7 |
| 平均 | | | 13.9 | 6.0 | 5.2 | 43.2 | 37.1 |
| 26 | 大鉢 | 床直 | 16.5 | 7.8 | 6.2 | 48.1 | 49.7 |

第9号住居跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 体高 | 底径指数 | 体高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 27 | 中鉢 | 床直 | 13.8 | 6.1 | 2.8 | 44.2 | 20.2 |
| 28 | 中鉢 | 床直 | 12.0 | 6.5 | 4.2 | 54.2 | 35.0 |
| 29 | 中鉢 | 床直 | 13.2 | 6.0 | 4.1 | 45.3 | 31.1 |
| 30 | 中鉢 | 床直 | 13.3 | 5.2 | 5.5 | 39.1 | 41.4 |
| 31 | 中鉢 | ピット | 13.8 | 6.8 | 5.1 | 50.0 | 37.5 |
| 32 | 中鉢 | ピット | 13.8 | 5.5 | 5.0 | 39.9 | 39.2 |
| 平均 | | | 13.2 | 6.0 | 4.8 | 45.5 | 36.5 |

野尻(2) I-IV群



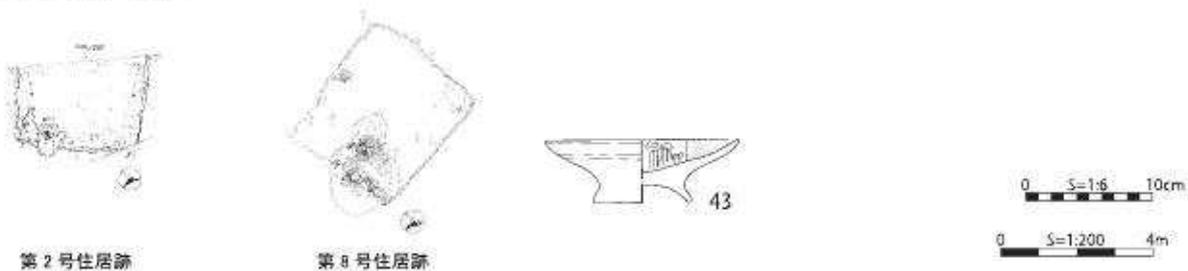
第10号住居跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 体高 | 底径指数 | 体高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 33 | 中鉢 | 外周溝 | 12.5 | 5.7 | 2.8 | 45.6 | 22.4 |
| 34 | 中鉢 | ピット | 14.2 | 6.0 | 2.5 | 42.3 | 11.6 |
| 平均 | | | 13.4 | 5.8 | 2.7 | 43.9 | 20.0 |
| 35 | 小鉢 | 外周溝 | 11.8 | 4.4 | 5.3 | 37.3 | 44.9 |
| 36 | 中鉢 | 外周溝 | 12.6 | 5.1 | 5.2 | 40.3 | 47.3 |
| 37 | 中鉢 | 外周溝 | 12.7 | 4.4 | 5.5 | 34.8 | 43.3 |
| 平均 | | | 12.7 | 4.8 | 5.4 | 37.8 | 42.3 |
| 38 | 大鉢 | ピット | 15.0 | 5.8 | 4.9 | 31.3 | 32.7 |

第5号住居跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 体高 | 底径指数 | 体高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 39 | 中鉢 | 床直 | 12.2 | 5.0 | 5.3 | 41.0 | 43.8 |
| 40 | 中鉢 | 床直 | 12.4 | 5.2 | 5.2 | 41.9 | 41.9 |
| 41 | 中鉢 | 床直 | 13.1 | 5.2 | 5.5 | 39.1 | 41.4 |
| 42 | 中鉢 | 床直 | 13.2 | 5.0 | 5.8 | 37.8 | 43.8 |
| 平均 | | | 12.8 | 5.1 | 5.5 | 39.8 | 42.8 |

野尻(2) I-V群



第2号住居跡

第8号住居跡

図4 野尻(2) 1次調査検出建物跡・出土ロクロ土器2

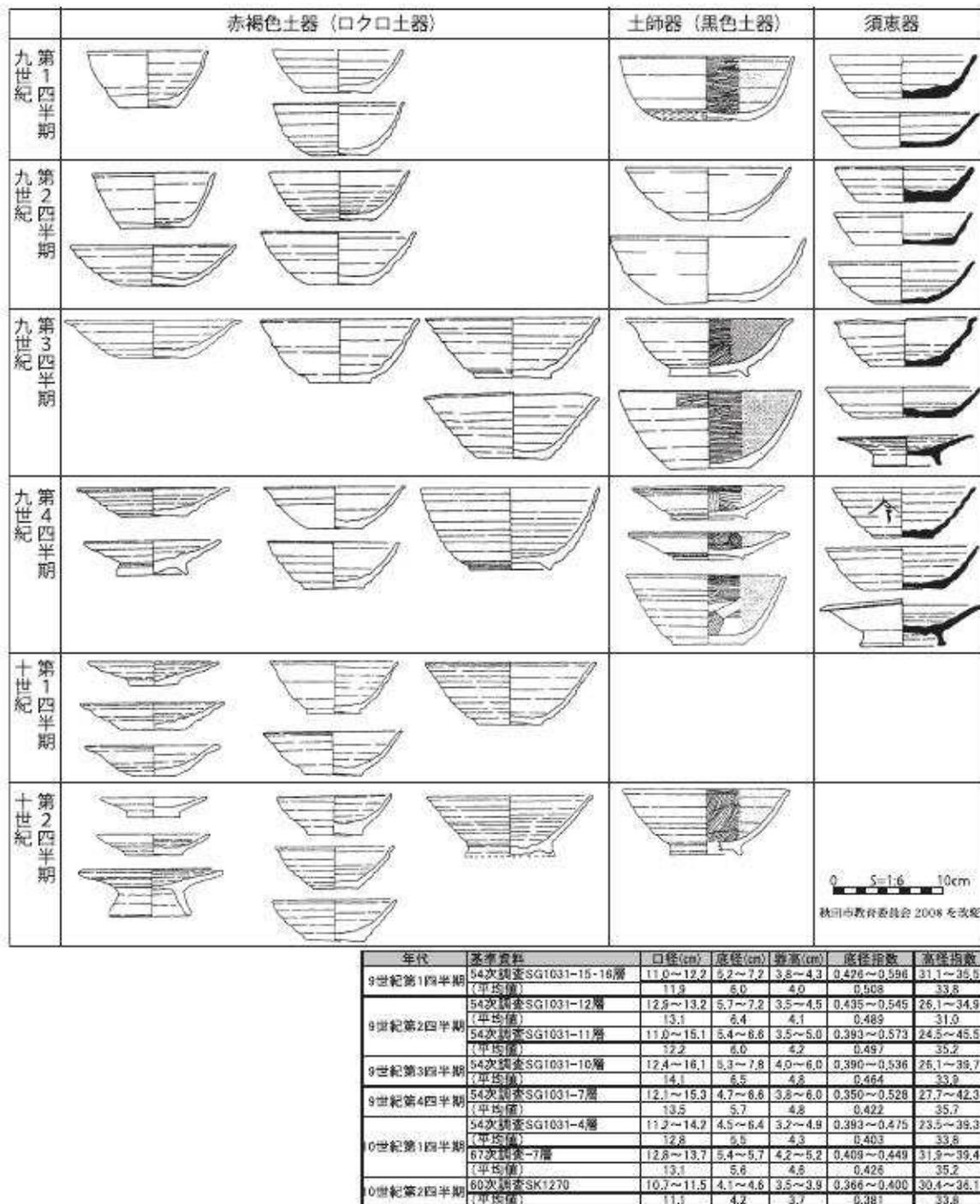


図5 秋田城跡出土土器編年（秋田市教育委員会ほか 2008 より）

秋田城跡では、層位的調査が行われた第54次調査SG1031土取り穴などを中心に、200年間以上にわたる遺物が出土している。また各層一括出土遺物による編年は、漆紙文書や木簡など紀年銘資料や、元慶の乱に伴う焼土炭化物などの共伴関係を根拠とした、4半世紀毎のきわめて精度の高いものとなっている。赤褐色土器（本稿のロクロ土器）編年各期の概要は、9世紀第3四半期坏類の法量がピークに達するとともに皿が出現、同第4四半期坏類の底径縮小と法量の大小二分化、10世紀第1四半期皿・坏類の法量・底径の縮小、同第2四半期皿・坏類の法量・底径の更なる縮小、とされる

(秋田市教育委員会 2008：図5)。城柵と一般集落という性格の差異、製作技法や規格性の相違、秋田と津軽という地域性の違い、といった不安要素を念頭に置きつつもあえて交差編年を行うならば、上記の概要ならびに法量から、I群は9世紀第3四半期、II群は同第3四半期～第4四半期、III群は同第4四半期、IV群は10世紀第2四半期相当と推定されよう。

3. 野尻(2)遺跡第2次調査・野尻(3)遺跡第1次調査

野尻(2) Iの南方、小谷を挟んだ調査区となる野尻(2)遺跡第2次調査(以下「野尻(2) II」)・野尻(3)遺跡第1次調査(以下「野尻(3) I」)では、竪穴建物跡8棟、竪穴建物+掘建柱建物+外周溝など複数の要素から構成される複合的建物跡16棟、円形周溝30基ほかが発出された(青森県教育委員会 1996)。報告書では、遺構の重複状況ならびに白頭山-苫小牧火山灰(B-Tm)の堆積状況などから、おおむね第1期:野尻(2) II竪穴建物群(9世紀前半～中葉)、第2期:円形周溝群(9世紀後半～10世紀前葉)、第3期:複合的建物群(10世紀中葉～後半)、第4期:野尻(3) I竪穴建物群(10世紀後葉～)の推移が示されている。

すなわち第2期円形周溝群と第3期複合的建物群とでは数十年前後、場合によっては半世紀以上のヒアタスがあるとされ、そこから円形周溝群という墓域を残した人々の居住域は近くには認められないといった見解も生じるわけである。報告書における第3期の年代根拠としては、複合的建物群に切られている第2号溝跡に白頭山-苫小牧火山灰(B-Tm)の堆積が認められるというものであるが、次のような点から再検討の余地があるように思われる。

まず一点目は、複合的建物群の年代観であるが、本遺跡北側には野尻(4)・野尻(1)・山本遺跡などやはり複合的建物群を中心とする集落が展開するが、いずれも主体は9世紀後葉～10世紀前葉、白頭山-苫小牧火山灰(B-Tm)降下以前と捉えられており、10世紀後半に至る建物群は殆ど認められない。二点目として、10世紀後半は南方に位置する高屋敷館遺跡において区画集落(いわゆる「防衛性集落」)が存続する時期に相当するが、両者の建物構造ならびに出土遺物は全く異なる。三点

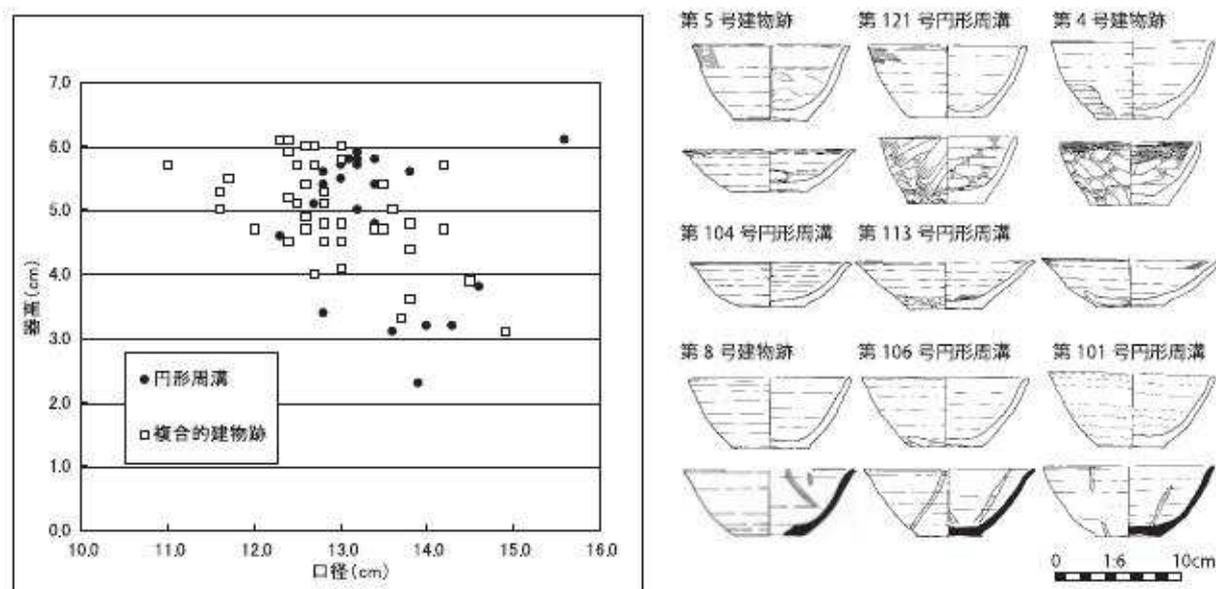


図6 野尻(2) II・野尻(3) I出土土器

目、野尻(2)Ⅱ・野尻(3)Ⅰ複合的建物群出土土器は、むしろ9世紀後半～10世紀前葉とされる第2期円形周溝群出土土器に近似する。

第2期円形周溝ならびに第3期複合建物跡出土のロクロ土器の法量分布を見ると、両者の値はほぼ一致、いずれも坏形と皿形の分化が認められる(図6左)。また土器の特徴も、両者は相似しており、数十年あるいは半世紀以上に及ぶ年代差は認めがたい(図6右)。以上の点から、野尻(2)Ⅱ・野尻(3)Ⅰ複合的建物群は、白頭山-苫小牧火山灰(B-Tm)降下以前に構築された可能性があり、同時にそれらの居住者が、円形周溝群造営の主体者であった可能性も排除することはできないように思われる。

したがって、本項では円形周溝群→複合的建物群という既成の枠組にとらわれず、前項で提示した野尻(2)Ⅰ編年に依拠しつつ、出土ロクロ土器から推定される野尻(2)Ⅱ・野尻(3)Ⅰ集落の変遷を試みる(図7・8)。ただし同集落遺物は、建物外周溝あるいは円形周溝周壕出土のものが多く、前後の時期からの混入が疑われる例も認められる。またロクロ土器そのものが出土しない遺構も少なくない。現段階ではあくまでもロクロ土器編年に基づいた試案であり、遺構の重複状況や降下火山灰の堆積状況、自然科学分析、その他の遺物も含めた総合的検討により、将来的に修正を迫られる状況も十分に考えられる。

野尻(2)Ⅱ・野尻(3)Ⅰ-I期は、報告書の見解通り野尻(2)Ⅱ建物群が相当しよう。これらの建物群は、内柱・北西壁に地下式カマドを有する野尻(2)Ⅰ第1号住居跡(Ⅱ群)に近似した建物構造を有し、出土土器からも同建物跡同様9世紀第3～第4四半期が想定される。8世紀代以来の伝統的な建物形式を踏襲しており、野尻(2)Ⅱ調査区に最初に足跡を残したのは在地の系譜に連なる集団であったとも考えられる。

Ⅱ期は、9世紀第4四半期が想定される。野尻(3)Ⅰ調査区に複合的建物群が展開するとともに、小谷を挟んだ北側の野尻(2)Ⅱ調査区には、円形周溝群が出現する。恐らくは複合的建物群を営んだ集団の造営と考えられる。Ⅰ期集団との関係は不明であるが、建物構造・墓制の違い、井戸・掘立柱建物の出現などからは、異なった系譜の人々が想起される。

Ⅲ期は、10世紀第1四半期が想定される。複合的建物群は前代の北側を中心に構築される。新たな円形周溝は前代の空閑地に造営されるが、第110号A円形周溝のように拡張される例も認められる。円形周溝の拡張例から、一部はⅡ期集団を継承したものであることは確かである。

Ⅳ期は、10世紀第2四半期が想定される。複合的建物群は、Ⅱ・Ⅲ期の南北を中心に展開するが、白頭山-苫小牧火山灰(B-Tm)降下前後には集落経営・造墓活動ともに終焉を迎えるようである。

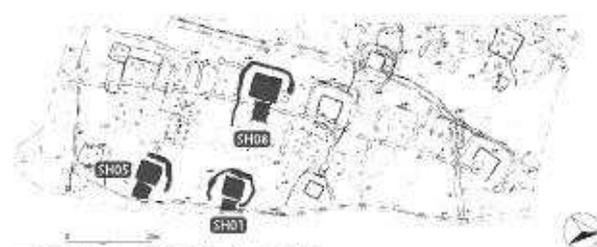
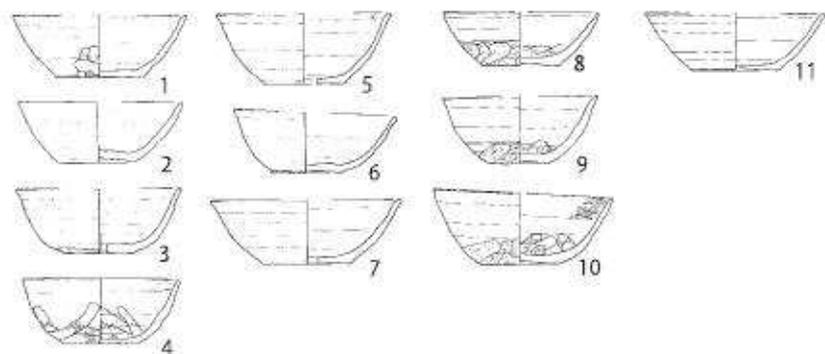
整然とした遺構配置状況から、ある時期に一斉に展開されたかに見えた複合的建物群であるが、出土ロクロ土器の検討からは、前代の建物を回避しながら、9世紀末より10世紀前葉に至るまで、数段階にわたって構築されたことが想定された。

4. 野尻遺跡群の消長

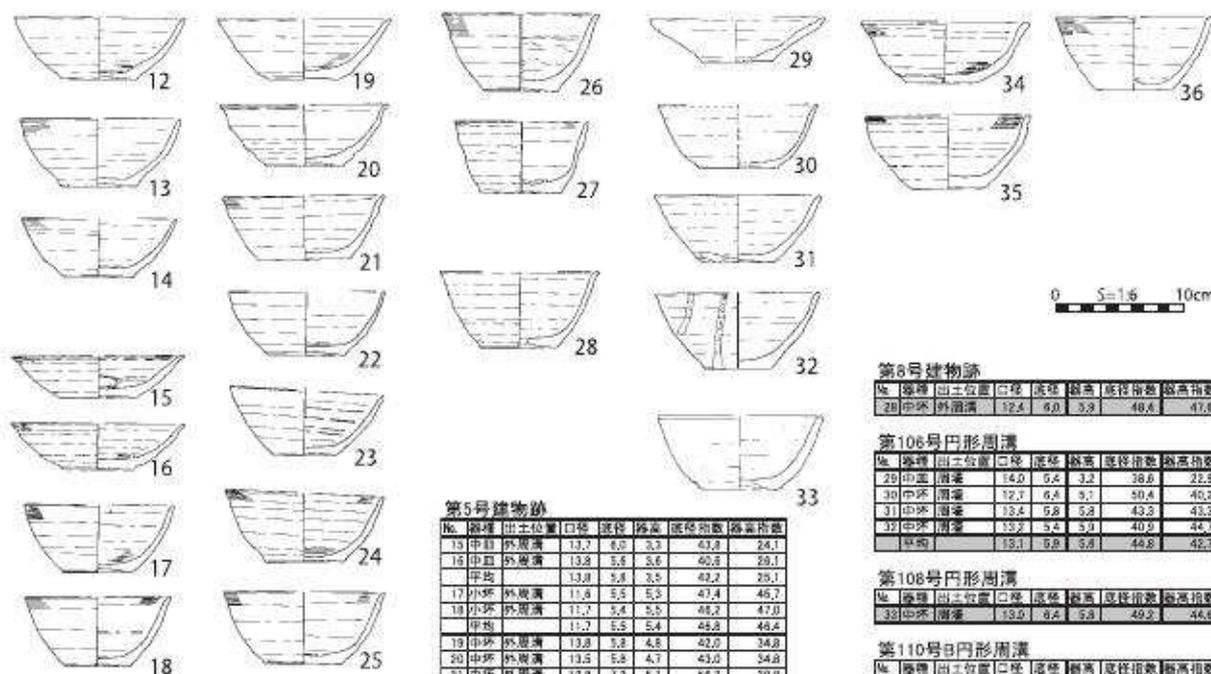
野尻(2)Ⅰならびに野尻(2)Ⅱ・野尻(3)Ⅰ建物跡出土のロクロ土器を基に、土器編年と当該集落の変遷試案を提示した。これらの地区では、9世紀第3四半期頃に初期集落が形成され、同第4四半期頃には従来とは全く異なった原理で構成された集落、すなわち外周溝や掘立柱建物が付設さ



野尻(2)II・野尻(3)I - I期



野尻(2)II・野尻(3)I - II期

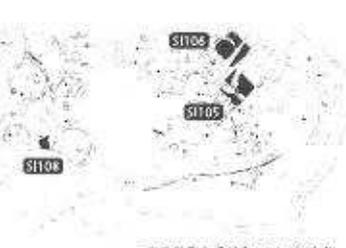


第1号建物跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 12 | 中杯 | 床溝 | 13.6 | 6.0 | 5.0 | 44.1 | 36.8 |
| 13 | 中杯 | 床溝 | 12.6 | 5.8 | 5.3 | 46.1 | 41.4 |
| 14 | 中杯 | 床溝 | 13.2 | 6.0 | 5.2 | 45.1 | 36.0 |
| 15 | 中杯 | 外周溝 | 12.0 | 5.6 | 4.7 | 46.7 | 38.2 |

第5号建物跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 15 | 中杯 | 外周溝 | 13.7 | 6.5 | 5.3 | 43.3 | 34.1 |
| 16 | 中杯 | 外周溝 | 13.8 | 6.6 | 5.6 | 40.8 | 29.1 |
| 17 | 中杯 | 外周溝 | 13.8 | 6.4 | 5.5 | 49.2 | 25.1 |
| 17 | 小杯 | 外周溝 | 11.8 | 6.5 | 5.3 | 43.4 | 46.7 |
| 18 | 小杯 | 外周溝 | 11.7 | 6.4 | 5.5 | 46.2 | 47.0 |
| 19 | 中杯 | 外周溝 | 11.7 | 6.5 | 5.4 | 46.8 | 46.4 |
| 19 | 中杯 | 外周溝 | 13.8 | 6.3 | 4.8 | 42.0 | 34.8 |
| 20 | 中杯 | 外周溝 | 13.5 | 6.6 | 4.7 | 43.0 | 34.8 |
| 21 | 中杯 | 外周溝 | 12.8 | 7.2 | 5.1 | 56.3 | 39.8 |
| 22 | 中杯 | 外周溝 | 12.5 | 6.2 | 5.1 | 48.8 | 40.8 |
| 23 | 中杯 | 外周溝 | 12.4 | 6.3 | 5.2 | 47.1 | 41.9 |
| 24 | 中杯 | 外周溝 | 12.5 | 6.3 | 5.4 | 46.0 | 42.8 |
| 25 | 中杯 | 外周溝 | 12.5 | 6.6 | 5.7 | 48.0 | 45.6 |
| 26 | 中杯 | 外周溝 | 12.6 | 6.5 | 6.0 | 41.9 | 47.8 |
| 27 | 小杯 | 外周溝 | 11.0 | 6.3 | 5.7 | 67.3 | 51.8 |



青森県教育委員会 1996 年改定

第104号竪穴住居跡

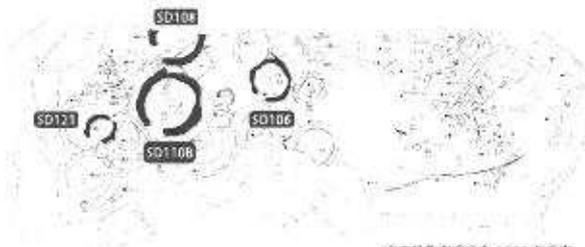
| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 1 | 中杯 | ピット | 13.8 | 7.0 | 4.8 | 50.7 | 34.8 |
| 2 | 中杯 | ピット | 13.2 | 5.8 | 5.0 | 43.9 | 37.8 |
| 3 | 中杯 | ピット | 13.2 | 6.0 | 5.1 | 42.4 | 38.6 |
| 4 | 中杯 | ピット | 12.4 | 5.8 | 5.0 | 46.8 | 40.3 |
| 5 | 中杯 | 方穴 | 12.8 | 6.4 | 5.0 | 47.1 | 40.4 |
| 6 | 中杯 | ピット | 12.7 | 5.5 | 5.2 | 43.3 | 40.5 |
| 7 | 中杯 | ピット | 13.2 | 6.0 | 5.1 | 45.8 | 36.8 |
| 7 | 大杯 | ピット | 18.2 | 8.9 | 5.0 | 48.4 | 32.8 |

第105号竪穴住居跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 8 | 中杯 | 床溝 | 12.2 | 6.2 | 4.2 | 50.4 | 34.1 |
| 9 | 中杯 | 床溝 | 12.4 | 4.0 | 5.2 | 32.3 | 41.5 |
| 10 | 中杯 | 床溝 | 14.1 | 8.2 | 8.2 | 44.0 | 44.0 |
| 11 | 中杯 | 床溝 | 12.5 | 6.5 | 5.2 | 42.3 | 40.3 |

第108号竪穴住居跡(参考資料:堆積土出土)

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 11 | 中杯 | 堆積土 | 14.2 | 6.8 | 4.5 | 47.9 | 31.7 |



青森県教育委員会 1996 年改定

第8号建物跡

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 28 | 中杯 | 外周溝 | 12.4 | 6.0 | 5.3 | 48.4 | 47.6 |

第106号円形周溝

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 29 | 中杯 | 周溝 | 14.0 | 6.4 | 5.2 | 38.0 | 22.5 |
| 30 | 中杯 | 周溝 | 12.7 | 6.4 | 5.1 | 50.4 | 40.2 |
| 31 | 中杯 | 周溝 | 13.4 | 6.8 | 5.8 | 43.3 | 43.3 |
| 32 | 中杯 | 周溝 | 13.2 | 5.4 | 5.0 | 40.9 | 44.7 |
| 33 | 中杯 | 周溝 | 13.1 | 6.0 | 5.8 | 44.8 | 42.7 |

第108号円形周溝

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 33 | 中杯 | 周溝 | 13.0 | 6.4 | 5.8 | 49.2 | 44.6 |

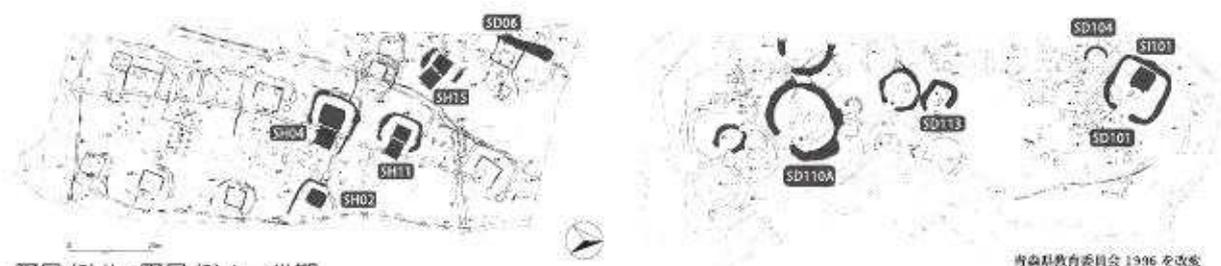
第110号円形周溝

| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 34 | 中杯 | 周溝 | 13.4 | 6.0 | 4.8 | 44.8 | 35.8 |
| 35 | 中杯 | 周溝 | 13.2 | 5.8 | 5.7 | 43.5 | 43.2 |
| 36 | 中杯 | 周溝 | 13.2 | 5.8 | 5.1 | 44.4 | 38.5 |

第121号円形周溝

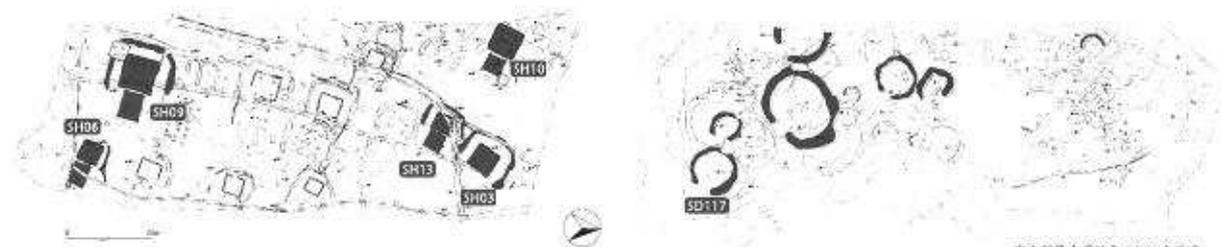
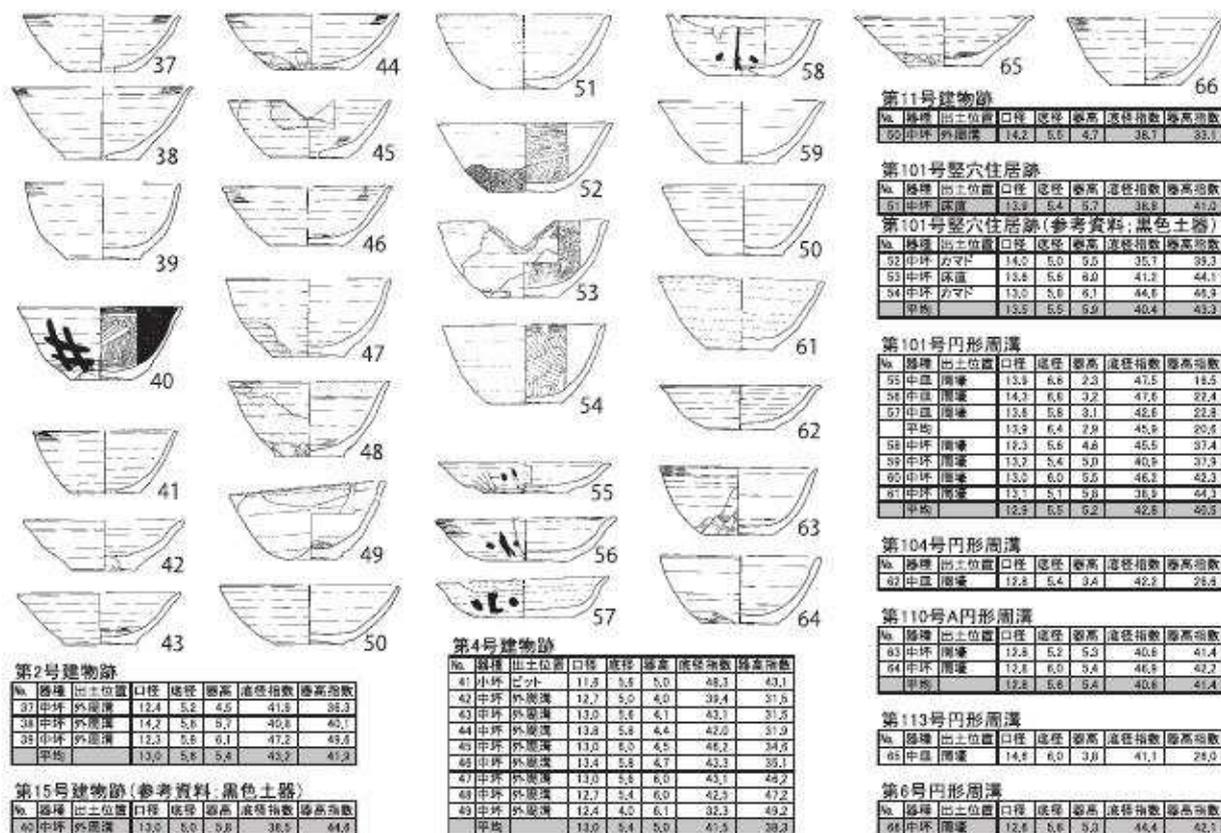
| No. | 器種 | 出土位置 | 口径 | 底径 | 器高 | 底径指数 | 器高指数 |
|-----|----|------|------|-----|-----|------|------|
| 36 | 中杯 | 周溝 | 12.5 | 6.0 | 5.7 | 48.0 | 45.6 |

図7 野尻(2)II・野尻(3)I集落変遷試案1



野尻(2)II・野尻(3)I-III期

青森県教育委員会 1996 年改定



野尻(2)II・野尻(3)I-IV期

青森県教育委員会 1996 年改定

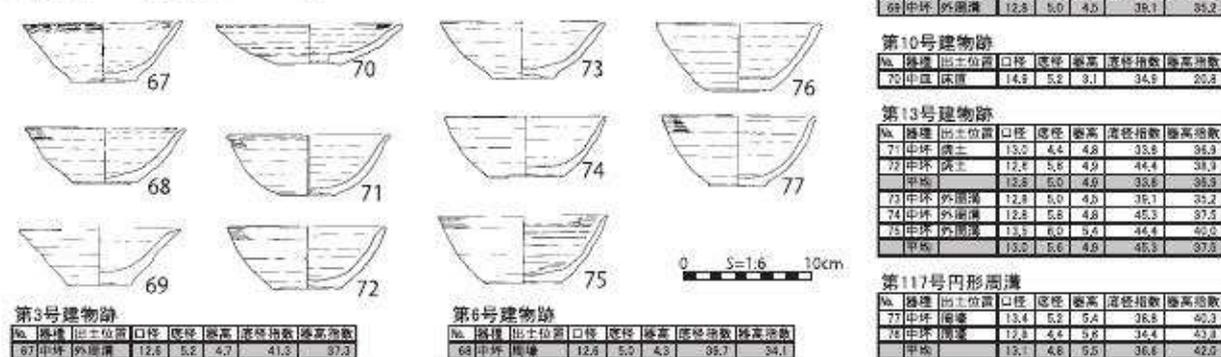


図8 野尻(2)II・野尻(3)I集落変遷試案2

れた比較的等質な規模の複合的建物群と、円形周溝群（墓域）から構成されるいわば計画的集落^(注5)が展開する。それらの集落は数段階の変遷を経た後、10世紀第2四半期頃までには終焉を迎える。山本・野尻（1）・（4）など複合的建物群が主体を占める他の集落も同様の経過を辿ると考えてよいであろう。

したがって野尻遺跡群においては、10世紀第1四半期を中心として、おおよそ30～50年間に約400棟の複合的建物群が継起されたことになる。未調査区域においては、まだ建物跡が潜在する可能性が高いものの、とりあえず現在まで発見されている数を基に、建物の耐用年数を10年前後と仮定すれば、30年間継続の場合で一時期約130棟650人前後、50年継続の場合で一時期約80棟400人前後が同遺跡群で生活していたとも推計される（1棟5人で換算）。

もっとも、それほどの大集団を扶養可能な生産力が、果たして当該地域に存在し得たかという疑問も残る。南方の山元遺跡群とは異なり、野尻遺跡群の所在する段丘東方には大沢迦川が迫り、水田に適した沖積地が殆どないことから（図1）、水田稲作による食料生産はさほど期待できそうにない。当該域集落は、10世紀後葉から11世紀代にかけては、一時期20～30棟程度の高屋敷館遺跡区画集落に収斂することから、もともと古代においては最大でも30棟程度の人口支持力よりなかった可能性もある。

また本遺跡群においては、墳墓と考えられる円形周溝が約40基発見されている。同遺構に認められる周溝の拡張は、追葬痕と理解されていることから（大湯1996）、家族墓とも考えられる。これらが当該期の世帯数に略一致するとすれば、40棟前後の戸数が推計される。

したがって、野尻遺跡群における一時期の戸数を20～40棟と見積もり、30～50年間継続という条件で逆算すれば、同遺跡群の複合的建物の継続幅は平均1.5～5年、言い換えれば1.5～5年毎に建て替えられていた計算となる。これらの仮定を前提とすれば、16棟の複合的建物跡が検出された野尻（2）Ⅱ・野尻（3）Ⅰにおいても、同時に存在した建物は1～2棟程度ということになる。

想定耐用年数を大幅に下回る短期間での建替えが意味するところについて、まず考えられるのは建物の定期的・回帰的移動である。例えば野尻（1）遺跡では、イネ・トチノキ等の炭化種実が検出されているとともに、プラント・オパール分析によって畝跡（畝状遺構）においてイネ・ヒエの輪作が行われていたと推定されている（古環境研究所2000ほか）。これらがもし焼畑だったとすれば、数年周期で域内外への移動というのは十分に予想できることである。

また外周溝を巡らす特殊な住環境も、短期間での建替えに関係している可能性がある。傾斜地に立地する複合建物群の外周溝は、標高の高い側を囲むように巡っていることから、雪解水など高地からの流水の侵入を防ぐ機能が推定されている（大田原1998ほか）。中位段丘からの流水が、土砂とともに集落が立地する低位段丘のほぼ全面を流路として流れ、凹地を埋積したことは、同遺跡群の地質観察からも裏付けられている（山口1996）。外周溝によってある程度の浸水は防げたにしても、建物の耐久性に悪影響を及ぼした可能性もある。またそうした環境は、本来的には居住不適地と考えざるをえないが、野尻遺跡群を担った集団は、建物を頻繁に建て替えながらも、当該期当該地に固執したのである。

しかしながら、おおむね白頭山～苦小牧火山灰（B-Tm）降下前後には、複合的建物群ならびに建物群を担った集団は当該地域から忽然と消え失せ、野尻遺跡群においては再び集落が形成されること

はなかった。以降の集落は、山元遺跡群との境界附近である山元(1)や高屋敷館遺跡周辺に出現し、やがて巨大な土塁・壕跡に囲繞された区画集落へと収束するのである。これらの集落を経営した集団と、野尻遺跡群複合建物群を担った集団の関係、あるいは野尻遺跡群形成の動機などについても詳細は不明であるが、それらの課題については別稿に委ねたいと思う。

おわりに

編年観の相違は、土器のみならず、技術・生業・集落・社会等あらゆる側面において異なった解釈を派生させる。しかしながら、青森県における古代土器編年研究は活況を呈しているとは言い難い。本稿ではあえて、今後の叩き台として報文とは異なった年代解釈を行った部分も多い。それらはあくまで調査結果を否定するものではなく、降下火山灰をはじめ AMS 年代、年輪年代ほかの絶対年代を有効に活用するための相対年代確立を目的とした作業過程中の齟齬であることをご理解いただきたいと思う。自然科学や文献史学ほか他分野成果との突き合わせは、考古学的方法論の意を尽くしてからでも遅くはないし、そうでなければ相互に益がないと思われるのである。

とはいうものの、本稿においてもロクロ土器中坏に限った検討となり、共伴する黒色土器・須恵器あるいは煮炊具・貯蔵具については全く触れることができなかった。遺構の重複・堆積状況も含めた総合的検討と、それらに伴った土器編年の見直しといった検証作業は今後の課題であり、今少しの猶予をいただければ幸いである。

注

- 注1 工藤清泰氏は、前者を A 群、後者を B 群と称し、それぞれ異なった系譜を想定している。
(工藤清泰 2003「浪岡地域における古代・中世の歴史景観」『遺跡と景観』高志書院)
- 注2 本稿でいう「食膳具」は、形態的な意味で用いており、機能面では灯明皿などの「照明具」、転用碗などの「文具」ほか「祭祀具」なども含まれる。
- 注3 津軽地方の土師器食膳具の法量分析を行った岩井浩人氏は、器高指数 27 以下を皿、27～35 を坏 A、35 以上を坏 B とする器種分類案を示している(岩井浩人 2008「津軽地域における古代土器食膳具の変遷 - 9 世紀から 11 世紀を中心に -」『青山考古』24)。
- 注4 同調査検出建物跡を対象とするのは、遺構の重複が殆ど認められず、他時期土器の混入などの汚染が比較的少ないと期待されるうえに、建物跡に共伴すると考えられる資料数が多いからである。
- 注5 胆沢城周辺集落の立地・構造を検討した伊藤博幸氏は、散居村落的な奈良時代と、掘立柱建物・井戸跡等を伴う疎集村落的な平安時代という景観の相異を指摘したうえで、前者は階層差を伴った堅穴住居から構成される自然村落、後者は胆沢城の造営に伴って成立した律令的な計画村落と位置づける(伊藤博幸 1980「胆沢城と古代村落 - 自然村落と古代村落 -」『日本史研究』215)

引用文献

- 青森県教育委員会 1995『野尻(2)遺跡 - 浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 -』青森県埋蔵

文化財調査報告書第172集

- 青森県教育委員会 1996『野尻（2）遺跡Ⅱ・野尻（3）遺跡発掘調査報告書－浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』青森県埋蔵文化財調査報告書第186集
- 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所 2008「資料編 別編1 秋田城跡の出土土器編年」『秋田城跡Ⅱ－鶴ノ木地区－』
- 大田原潤 1998「考察とまとめ－外周溝の付け替えについて－」『野尻（1）遺跡Ⅰ－国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告書－』青森県埋蔵文化財調査報告書第234集
- 大湯卓二 1996「調査の成果－円形周溝について－」『野尻（2）遺跡Ⅱ・野尻（3）遺跡発掘調査報告書－浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』青森県埋蔵文化財調査報告書第186集
- 古環境研究所 2000「第三〇一号並列溝状遺構のプラント・オパール分析」『野尻（1）遺跡Ⅰ－国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告書－』青森県埋蔵文化財調査報告書第277集
- 山口義伸 1996「遺跡周辺の地形及び地質」『野尻（2）遺跡Ⅱ・野尻（3）遺跡発掘調査報告書－浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書－』青森県埋蔵文化財調査報告書第186集

| 調査年度 | 調査面積 | 刊行 | 年度 | 書名 | シリーズ名 | 頁数 | 遺跡名 | 建物数 |
|----------|---------|------------------|------|--|-----------------------|-------|-------|-----|
| 昭和59～60年 | 18,400 | 青森県教育委員会 | 1987 | 山本遺跡—一般国道7号浪岡バイパス建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第105集 | 244 | 山本 | 22 |
| 平成4年 | 11,000 | 青森県教育委員会 | 1994 | 山元(3)遺跡—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第159集 | 460 | 山元(3) | 49 |
| 平成5年 | 8,500 | 青森県教育委員会 | 1995 | 山元(2)遺跡—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第171集 | 690 | 山元(2) | 108 |
| 平成5年 | 7,200 | 青森県教育委員会 | 1995 | 野尻(2)遺跡—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第172集 | 208 | 野尻(2) | 11 |
| 平成6年 | 5,000 | 青森県教育委員会 | 1996 | 野尻(2)遺跡Ⅱ・野尻(3)遺跡発掘調査報告書—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第186集 | 404 | 野尻(2) | 7 |
| 平成6年 | 7,200 | 青森県教育委員会 | 1996 | 野尻(2)遺跡Ⅱ・野尻(3)遺跡発掘調査報告書—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第186集 | | 野尻(3) | 16 |
| 平成6年 | 19,800 | 青森県教育委員会 | 1996 | 野尻(4)遺跡発掘調査報告書—浪岡バイパス建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第186集 | 370 | 野尻(4) | 41 |
| 平成6～7年 | | 青森県教育委員会 | 1997 | 高屋敷館遺跡発掘調査概報 | 青森県埋蔵文化財調査報告書第206集 | | 高屋敷館 | |
| 平成8年 | 12,000 | 青森県教育委員会 | 1998 | 野尻(1)遺跡Ⅰ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第234集 | 182 | 野尻(1) | 17 |
| 平成6～7年 | 5,600 | 青森県教育委員会 | 1998 | 高屋敷館遺跡—浪岡バイパス建設事業に伴う発掘調査報告書— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第243集 | 511 | 高屋敷館 | 75 |
| 平成9年 | 11,000 | 青森県教育委員会 | 1999 | 野尻(1)遺跡Ⅱ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第259集 | 178 | 野尻(1) | 19 |
| 平成10年 | 10,000 | 青森県教育委員会 | 2000 | 野尻(1)遺跡Ⅲ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第277集 | 233 | 野尻(1) | 20 |
| 平成12年 | | 浪岡町教育委員会 | 2001 | 野尻(4)遺跡調査概報 | 平成12年度浪岡町文化財紀要Ⅰ | 40 | 野尻(4) | |
| 平成12年 | 16,800 | 青森県教育委員会 | 2002 | 野尻(1)遺跡Ⅳ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第320集 | 104 | 野尻(1) | |
| 平成13年 | | 浪岡町教育委員会 | 2002 | 平成13年度野尻(4)遺跡発掘調査概報 | 平成13年度浪岡町文化財紀要Ⅱ | 13 | 野尻(4) | |
| 平成13年 | 9,400 | 青森県教育委員会 | 2003 | 野尻(1)遺跡Ⅴ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第351集 | 315 | 野尻(1) | 25 |
| 平成14年 | | 浪岡町教育委員会 | 2003 | 平成14年度野尻(4)遺跡発掘調査関係報告 | 平成14年度浪岡町文化財紀要Ⅲ | 27 | 野尻(4) | |
| 平成14年 | 4,700 | 青森県教育委員会 | 2004 | 野尻(1)遺跡Ⅵ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—野尻(2)遺跡Ⅲ—国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第366集 | 125 | 野尻(1) | 8 |
| 平成14年 | 740 | 青森県教育委員会 | 2004 | 野尻(1)遺跡Ⅵ—国道101号浪岡五所川原道路建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—野尻(2)遺跡Ⅲ—国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第366集 | | 野尻(2) | 2 |
| 平成12～14年 | 59,000 | 浪岡町教育委員会 | 2004 | 野尻(4)遺跡—大釈迦工業団地開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—(5分冊) | 浪岡町埋蔵文化財緊急発掘調査報告書第10集 | 1479 | 野尻(4) | 278 |
| 平成14～15年 | 13,250 | 青森県教育委員会 | 2005 | 高屋敷館遺跡Ⅲ—国道7号線浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第393集 | 464 | 高屋敷館 | 42 |
| 平成14～15年 | 18,500 | 青森県教育委員会 | 2005 | 山元(1)遺跡—国道7号浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告—(2分冊) | 青森県埋蔵文化財調査報告書第395集 | 563 | 山元(1) | 53 |
| 平成8・16年 | 111 | 浪岡町教育委員会 | 2005 | 国史跡高屋敷館遺跡環境整備に係る発掘調査報告書 | 平成16年度浪岡町文化財紀要Ⅴ | 33 | 高屋敷館 | |
| 平成15年 | 7,000 | 青森県教育委員会 | 2006 | 野尻(3)遺跡—国道7号線浪岡バイパス建設事業に伴う遺跡発掘調査報告— | 青森県埋蔵文化財調査報告書第414集 | 334 | 野尻(3) | 27 |
| 平成17年 | 1,270 | 青森市教育委員会・浪岡教育事務所 | 2006 | 国史跡高屋敷館遺跡環境整備報告書Ⅱ | 青森市埋蔵文化財調査報告書第88集 | 54 | 高屋敷館 | |
| 総計 | 246,471 | | | | | 7,031 | | 820 |

表1 野尻遺跡群関連報告書類

礎石建物と掘立柱建物の相関性

— 青森県内の近世住宅 —

中村隼人（青森県埋蔵文化財調査センター）

1. 序

時期決定資料を欠くことが多い掘立柱建物跡の成立年代を、隣接他分野の研究成果との比較から限定する手法は現在も多くとられる。比較対象となるデータには間取りや間尺が多く選ばれる。

しかし、間取りの類似性を比較する手法は、極めて制限が多い。間取りの類似性を指摘することが可能な建物は、間取りという概念を持ちうる建物にのみ限定される。つまり、社寺や御殿など、平面に固有の「型」を持つ特定用途の建物においてのみ、間取りの比較は有効性をもつ。倉庫や小型住居など、間取りの類型化が困難な建物や、間取りという概念を持ち得ない建物において、この手法は有効ではない。

間尺の類似性を比較する手法にも限界は存在する。異なる力学特性を持つ礎石建物と掘立柱建物の発達史は、当然異なる言葉で語られるべきだろう。それぞれの基礎構造においてのみ可能な造作や起居様式が存在する。これを整理することなく、並列に語ることは遺跡景観の誤読につながる。

また、極めて基本的な指摘だが、現行の建築史研究の多くは礎石建物に言及したものである。礎石建物の間取りや間尺を扱った既往研究の業績を、そのまま掘立柱建物跡に援用しても効果的ではない。同時代の礎石建物と掘立柱建物の技術水準を比較し、その相関性を把握した上で、実際の掘立柱建物跡の利用状況を想定する視点がこれからの復元研究には求められる。

本稿は、現存礎石建物の中で最も事例数の多い近世民家建築を研究対象とする。現行の民家建築研究において指摘される代表的な平面形式（間取り）が、青森県内の中近世遺跡で検出された掘立柱建物跡でも存在するのか確認したい。次に、同様の間取りを持つ掘立柱建物跡を抽出し、その成立年代と分布が、現存民家研究の成果と整合性を持ちえるのか考察する。

2. 研究対象の選定

研究対象には礎石建物と掘立柱建物が共に普及併存した時代に造られた同一用途の建物を選定するのがふさわしい。以上の条件を満たす建物として、本稿は研究対象に近世の住宅建築を選択したい。

この選定理由は資料的な制約に基づくものである。青森県内に現存する礎石建物の大半が近世の住宅ないし社寺建築である。礎石住宅の類例の多さと、社寺建築と明確に用途特定できる掘立柱建物跡の類例の少なさを理由に、近世住宅建築を比較対象に選定した。

3. 近世庶民住宅にみられる固有の間取り（礎石建物）

文化庁は1966（昭和41）年、全国の都道府県に補助金を交付し、民家緊急調査を実施した。各都道府県を調査主体として行われた同調査は、近世住宅に文化財としての価値を見出し、保存活用を図ること目的としたものだった。全県的に行われた同調査の成果を要約すると以下のようになる（図1）。

| 1室型 | 2室型 | 3室型 | 4室型 | 標準型 | 多室型 |
|------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|---|
| 一間住まい [] [] | 縦分前 [] [] [] [] | 横並び三間取り [] [] [] [] [] | こざ なんと [] [] [] [] | | 広間型五間取り [] [] [] [] [] [] |
| | | 広間型三間取り [] [] [] [] [] | 広間型三間取り [] [] [] [] [] | 整形四間取り [] [] [] [] [] | 整形六間取り [] [] [] [] [] [] [] |
| | 横分前 [] [] [] [] | 前座敷型三間取り [] [] [] [] [] | 縦食い違い型 [] [] [] [] [] [] | 田の字型 四つ目取り | |
| | | 縦列型 [] [] [] [] [] | つのや [] [] [] [] [] [] | | 整形八間取り [] [] [] [] [] [] [] [] |

図1 民家の間取りと種類

- ・間取りは、住要求と建築技術の普及に伴い進歩発展し大型化する。
- ・平入住居の場合、戸口からみて三列の間取りになることが多い。またそのうち最低一列は土間になる（図1：2室型～多室型。三列間取り）。
- ・間取りは、土間を除く居住部の室数で分類され、最終的に整形四間取りといわれる田の字型平面に至る（図1：標準型）。
- ・一部の町屋や漁家等は妻入住居となる。

本県でも青森県教育委員会を調査主体とし同調査は実施され、弘前市の商家石場家などが国重要文化財指定を受けた。調査の結果、県内の近世住宅の発達史は「広間型」間取りの系譜に属することなどが明らかになった（図1）。1971（昭和46）年から行われた同調査の成果を、青森県教育委員会は以下のように要約している（図2）（青森県教育委員会1974・1980、草野1993）。

- ・太平洋側いわゆる南部地域には、盛岡南部藩支配地とその周辺を中心として、馬産を予定した曲がり屋あるいは直屋の農民住居平面形式が、近世を通じて次第に明瞭になってくること（図2Ⅱ期相当）。
- ・津軽地域は、少なくとも近世以降は隣接秋田地域の影響を受けた気配は乏しく、平面形式全体としては南部と共通している要素が強いこと。
- ・港湾開発に付随した漁港整備にともなって、近世中期以降は漁村集落も形成され、農漁業兼業住宅から、次第に妻入の漁夫住居の成立に至ること。
- ・弘前・黒石などの城下をはじめ、北陸・畿内等と取引の多かった商業中心地の形成も早く、その商家（住居）の規模・外観は、ほかの地方都市に劣らないものであったこと。

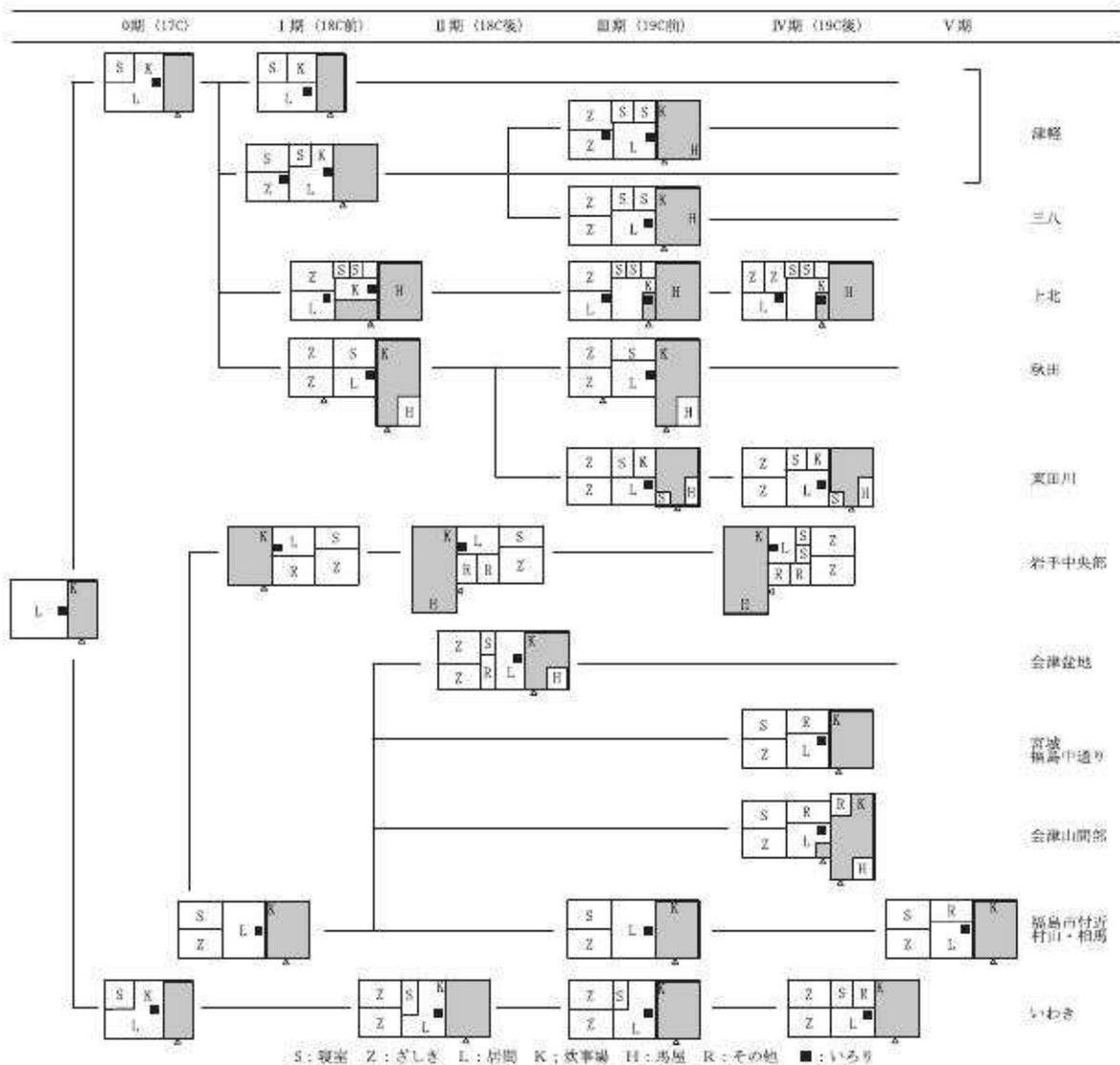


図2 間取りの変遷 (草野和夫『東北民家史研究』図13「間取りの系統 (普通農民層住居)」を改変)

東北地方に現存する近世以前の住宅建築は全て礎石建物である。

つまり、現存する住居建築はすべて中級以上の士族や特権農民層が生活した住宅であり、ここであげた研究成果の全てが、庶民層の住宅（掘立柱建物跡）に適用される可能性は低い⁽¹⁾。

以上、本県内の近世富裕層住宅に関する研究史を概観した。

本稿はこの中でも、全国的な分布が確認され、豊富な事例数を期待できる三列間取り建物を比較対象に選択し、考察をすすめる。

4. 青森県内の三列間取り掘立柱建物（掘立柱建物）

青森県内の遺跡に関する既刊行発掘調査報告書中、掘立柱建物跡の復元がなされた全遺跡を対象とし、三列間取り掘立柱建物跡を抽出した（図3・4・5、表1）。このうち新井田古館跡と田向遺跡では、純粋な三列間取り建物跡のほか、類似の間取りを持つ建物跡も複数検出される。

表1・図5には類似の間取りを持つ建物跡が検出された5遺跡も併記した。このうち浪岡城跡・根城跡・七戸城跡は中世由来の館跡である。3遺跡で見られる類似の間取りを持つ建物は、主殿と比定される建物に次ぐ規模をもつ。中世城館において表の役割を担った主殿に次ぐ規模を持つ建物には会所など奥向きの用途が想定される（八戸市教育委員会1993・文化財建造物保存技術協会1994・小野1997）。城館内の生活空間たる会所は、広義においては住宅建築に属するが、三列間取り建物とは異なる系譜で語るべきだろう。3遺跡で確認される類似の建物群は、会所建築における住要求の変化と構造の発展から生じた偶然の産物と捉えるべきなのではないだろうか。発掘事例の増加を待つと共に、稿を改め再考したい。

表1 三列間取り建物が検出された遺跡

三列間取り建物が検出された遺跡

| 遺跡名 | 所在地 | 復元建物の推定年代 | 遺跡の性質 |
|--------------|--------|------------|-------|
| 新井田古館跡 | 八戸市新井田 | 15C? - 19C | 集落 |
| 田向遺跡 | 八戸市田向 | 16C - 19C | 集落 |
| 市子林遺跡（8次A地点） | 八戸市妙 | 18C - 19C | 集落 |

類似の建物が検出された遺跡

| 遺跡名 | 所在地 | 復元建物の年代 | 遺跡の性質 |
|------------|---------|---------------------------|---------|
| 浪岡城跡 | 浪岡町浪岡 | 12C後 - 16C末 盛 15C後 - 16C末 | 館 |
| 根城跡 | 八戸市根城 | 13C - 17C初 盛 14C前 - 16C末 | 館 |
| 七戸城跡 | 七戸町七戸 | 14C末 - 16C末 | 館 |
| 浜通遺跡 | 東通村小田野沢 | 16C末 - 17C前 | 集落（陣屋?） |
| 是川中居遺跡（G区） | 八戸市是川 | 18C - 19C | 集落 |



図3 三列間取りの建物が検出された遺跡位置図

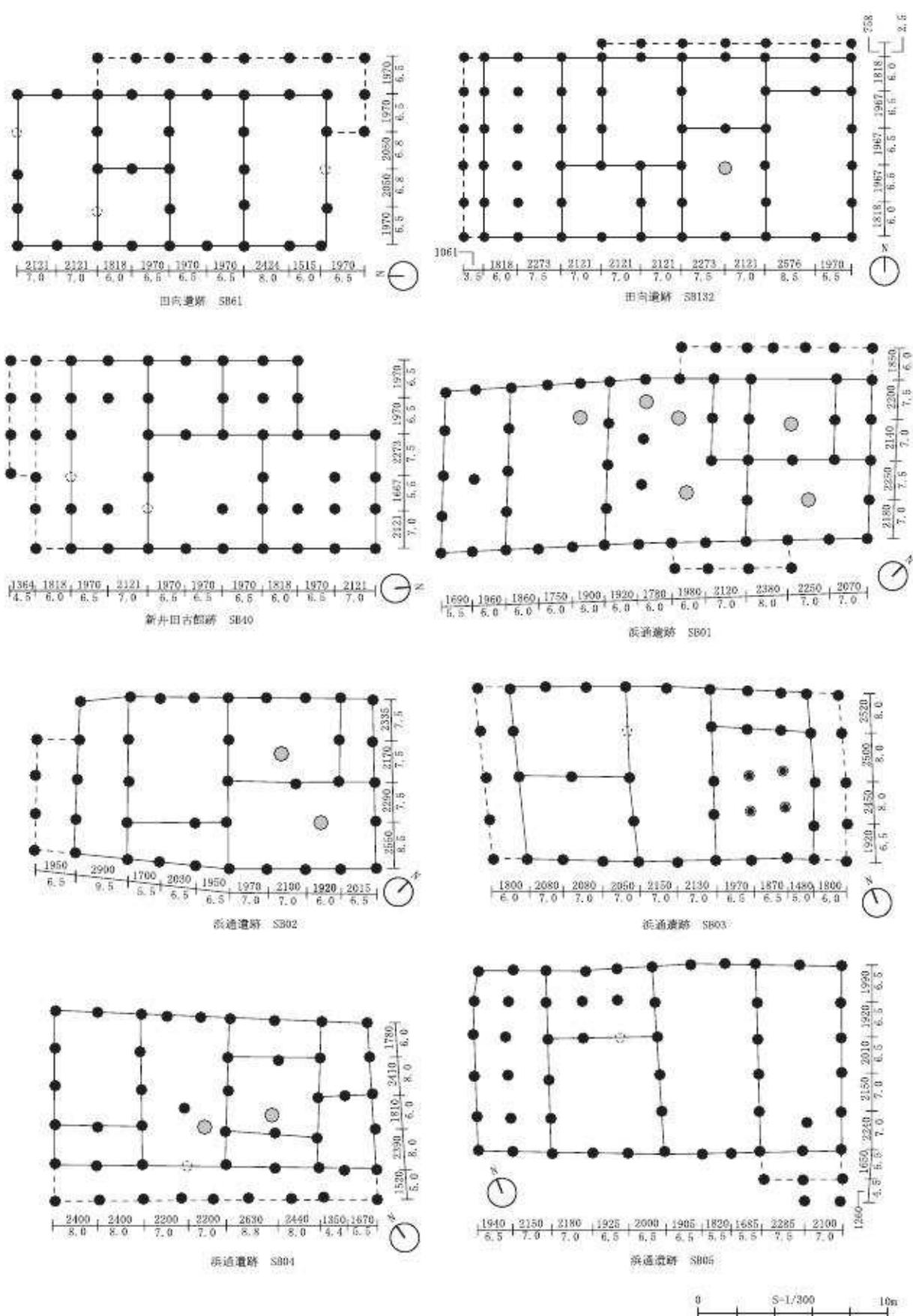


図5-2 三列間取り類似の平面を持つ建物跡（近世集落）

残る浜通遺跡と是川中居遺跡の性質はともに近世集落である。両遺跡で検出された類似の建物跡は、遺跡内の住宅と比定しうる建物跡であり、大枠の中では三列間取り建物と同文脈で解釈できる。よって、三列間取り建物およびそれに類似する間取りを持つ掘立柱建物跡が検出された遺跡は、新井田古館跡・田向遺跡・市子林遺跡 8 次 A 地点・浜通遺跡・是川中居遺跡 G 区の 5 遺跡に限定される。

5 遺跡は全て南部藩領に位置する。浜通遺跡を除く 4 遺跡は、「八戸城下外の近世集落」に限定される。前述の民家緊急調査に伴い刊行された青森県教育委員会 1994 には、「津軽地域は、少なくとも近世以降は隣接秋田地方の影響を受けた気配は乏しく、平面形式全体としては南部と共通している要素が強い」とあるが、三列間取り掘立柱建物跡の分布だけを取り上げるならば、同様の傾向は確認できない。

三列間取り掘立柱建物は、隣接する岩手・秋田の近世中期以降の遺跡では、複数確認できる。青森県内において、明確な分布差が生じた理由は、現段階では不明であるが、県内西部の遺跡において、いまだ類例が確認されない事実は異例といえる。発掘事例の増加が待たれる。

5 遺跡の年代は近世初頭から 19 世紀の枠におさまる。三列間取りの掘立柱建物跡が検出された場合、「近世初頭以降の成立」と特定することは可能だろう。なお、民家研究において三列間取り礎石建物の成立は 17 世紀代とされる（図 2）。三列間取り掘立柱建物跡の成立も概ねこれに合致する。異なる基礎構法を持つ建物の間に技術や発想の相関性があったと考えても大過はないようだ。

なお、図 4・5 であげた建物群の梁間主要柱間寸法は 6.5 ～ 6.0 尺の範囲に収まる。礎石建物を扱った研究史において、同程度の間尺は近世代に利用されたと考えられている。発想の相関性は間取りだけではなく、間尺においても確認できる。

5. 近世の庶民住宅の暮らしぶり

本章では近世期の文献史料や絵画史料において、庶民層の住宅がどのように描かれていたのかを概観する。また発掘資料を用い近世建物に触れた既往研究の業績を整理する。この作業によって、建物跡の上部構造も含めた、当時の暮らしぶりを想起することが可能になる。

(1) 絵画史料に描かれた小身武家住宅（礎石建物）

武家住宅は在方の郷士が生活した住宅と、町方の家中武士が生活した住宅に二分される。このうち前者は在郷の特権豪農層の住居と区別がつかない。後者は規模や造作などで、庶民層の住宅と大差ない。

県内の家中武士住宅関連資料は弘前に多い。弘前市仲町の侍町は 1978（昭和 53）年伝統的建造物群保存地区指定を受けるなど、全国的にみても保存状態が良好である。また宝暦年間の絵図（『御家中屋敷建家図』）が残されており、遺構として残ることが難しい小身武士の住宅事情を察することもできる。建家図に記された下位武家住宅には土間・土座暮らしのものもみられ、畳床・板床を持たない例もある（図 6）。規模は総じて小さく、室数も少ない。

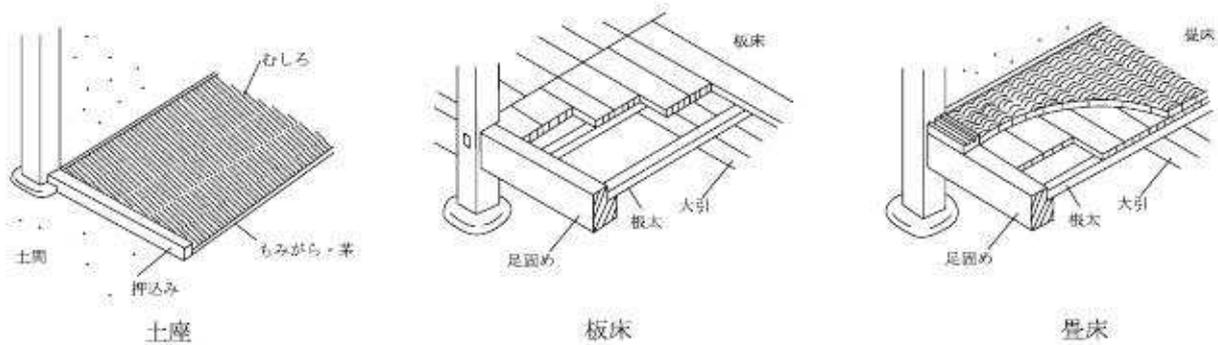


図6 床構法ごとの造作

(2) 家作禁令史料に描かれた住宅（基礎構造不明）

弘前藩・盛岡藩における家作禁令の要約は以下のとおりである（表2）（小倉1972、青森県教育委員会1974）。規制の多くは用材と奢侈の制限である。基礎構造や床に対する言及はないが、盛岡藩では農民層に畳敷の禁止令がだされている。農民層であっても住居内に一定数の板床や畳床を持っていたようだ。

表2 弘前藩・盛岡藩の家作禁令

弘前藩

| | | | |
|---------------|---------|------|---------------------|
| 元禄2 (1689) 年 | 「被仰出」 | 用材制限 | 檜・杉の使用禁止、大木伐出の届出制 |
| 享保15 (1730) 年 | 「同上」 | 用材制限 | 雑木の使用推奨、檜・杉の使用禁止 |
| 聖徳3 (1713) 年 | 「要記秘鑑」 | 造作制限 | 桁屋根の禁止、茅葺の推進 |
| 寛政2 (1790) 年 | 「同上」 | 造作制限 | 奢侈の禁止 |
| 文化8 (1811) 年 | 「被仰出」 | 用材制限 | 雑木の使用推奨 |
| 安政元 (1854) 年 | 「在方御締伺」 | 造作制限 | 桁屋根の禁止・既存建物の屋根改装を支持 |

盛岡藩

| | | | |
|---------------|-----------|------|--------------------|
| 延宝4 (1676) 年 | 「御家被仰出条々」 | 造作規制 | 家作は分相応 |
| 聖徳5 (1715) 年 | 「新家分家取締」 | 新築規制 | 分家新築に伴う田畑の屋敷地転用禁止 |
| 寛政11 (1799) 年 | 「新家被仰出条々」 | 造作制限 | 農民層の畳使用禁止、造作建具は分相応 |

(3) 住居内の火

青森県の発掘事例で土壁の痕跡が検出された例は少ない。雪深い青森では、土壁よりも板壁や茅壁が適している。絵画史料に描かれた青森県内の住居も茅壁ないし板壁である。また、植物素材で造られた日本建築は極めて燃えやすく、住居内の火所の配置には十分な配慮がなされた。浜通遺跡や田向遺跡の三列間取り類似建物では室中央部に被熱痕が認められる例がある。この被熱痕は、土間床上に造られた下囲炉裏（土間いろり）の痕跡と解される（図5）。火所の配置は、板床の範囲や各種構法、起居様式を推論する上で有益な情報足りえる（表3）。

表3 住宅内の火所に関連する遺物

| 材 質 | 暖 房 | 照 明 | 調 理 |
|-----|----------------|---------|-----|
| 鉄 | 火鉢・五徳・火箸 | 火打金・燭台 | 鍋・釜 |
| 石 | 行火・温石 | 火打石・鉢 | |
| 木 | 行火箱 | 火きり白 | |
| 瓦・陶 | 火鉢・火桶・火舎・行火・風炉 | 灯明皿・ひで鉢 | |

(4) 建築技術の伝播（掘立柱建物）

佐々木浩一は青森県内の中近世遺跡で検出される掘立柱建物跡の変遷試案を作成し、掘立柱建物跡の耐用年数が25年から30年程度であることを明らかにした¹²⁾（佐々木2000）。間取りや間尺の定着は一時期に起こるものではなく、時間差を持って次第に浸透していくことを示唆した。

(5) 畳と建築の規格化（掘立柱建物）

他県の研究成果になるが、高橋與右衛門は岩手県内の中近世遺跡で検出される掘立柱建物跡と現存民家の間尺を比較し、15世紀代に七尺だった柱間寸法が18世紀代の六尺三寸へと収束していくことなどを明らかにした（高橋1989）。礎石造建物と掘立造建物の上屋構造に相関性があることを指摘した先駆的な研究といえる。

間尺という概念は、畳の存在なしに語れない。現在の畳表をもつ畳は平安時代に誕生する。当初の畳は現在の寝具や座具のようなもので、板床上の各人が座臥する部分にのみ敷かれた。部屋一面に畳を敷き詰めた部屋が成立するのは室町時代である。畳は規格化された製品であるため、畳に合わせて柱間が割られ、建物全体が計画された。京間（六尺三寸）・関東間（五尺八寸）・中京間（六尺）など地域ごとに分化した規格の分布と伸縮の変遷は、間尺を用いた年代特定の基礎資料となる^{13・14)}。

そして、逆説的な表現をするならば、畳床を持たない建物は規格化される必要がない、ということもできる。そもそも、掘立柱建物は柱間寸法を規格化せずとも成立する自由度の高い工法である。

極めて基本的な指摘になるが、礎石の上に柱を据え付ける礎石建物は、柱が単体で自立しているわけではない。礎石建物は、上部構造の自重を受けることによって初めて柱が自立する。自重を効果的に軸部に伝えるには、貫などの横材で柱同士を連結させなければならない。計画的に横材を通すためには「規格」という発想を前提とする設計と、施工精度が求められる。

対して、掘立柱建物は柱が単独で自立している。軸部の連結を必要せず、構造的な制約は少ない。横材を通す必要のない掘立柱建物は、柱配置が若干ずれていようとも成立する。つまり、掘立柱建物は間尺を規格化する必要がない。梁材や桁材などの横架材の部材長に合わせて柱配置を決定することすらできる自由な工法である。しかし、発掘された掘立柱建物跡にはおぼろげな規格性が確認できる。

(6) 製材技術の発達（掘立柱建物）

畳を敷くには床板が必要である（図6）。薄手の板材が容易に入手できるようになるのは、縦挽の大鋸が普及する近世初頭を待たなければならない。製材技術の発達は床板の大量生産を可能にし、庶民層の住宅に板床・畳床が普及する背景となった。楔や鑿による挽き割りでは板材を作ることができなかった中世において、薄手の板材は希少品であった。板床・畳床による生活は、一部の富裕層にのみ許されていたと考えるべきだろう。つまり中世の掘立柱建物の殆どに床はなかったと考えられる。

本来、間尺を規格化する必要のない掘立柱建物が、礎石建物同様に規格化されていく背景には、板材の普及と、畳床の導入があったと考えたい。掘立柱建物は構造的な制約によって規格化したのではない。柱間寸法を規格せずとも良い土間・土座住まいから、規格製品である畳を用いた床上での生活へと住要求が移行した結果、必然的に規格という概念を受容しなけりなかつたのだらう。

6 結

以上、本稿は三列間取りを持つ礎石建物と掘立柱建物跡を比較し、その関係性を考察した。結果、三列間取り建物の成立年代は基礎構造を問わず、近世以降であることが明らかになった。三列間取り建物の分布および近隣地域との影響関係については両基礎構造間で差が認められた。

また、新井田古館跡・田向遺跡・浜通遺跡で検出された掘立柱建物は同時代の礎石住宅と同等の規模と間取りをもつ（図5）。大型建物でありながら礎石造ではなく掘立柱造を選択している点で興味深い。

中世の遺跡で感じられる「礎石造＝富裕層・大型建物。掘立柱造＝庶民層・小型建物」という断絶の構図は近世遺跡には適用されないようである。

両基礎構造が併存利用されていた当初段階において、軸部の連結や床の存在を前提とする礎石建物と、前提としない掘立柱建物の相関性は低かった。礎石造は一点ものの注文設計、掘立柱造は素人にも造ることが可能な簡易で粗雑な建物という明確な線引きがあったに違いない。

この構図は近世期になると瓦解する。中世中期以降におきた板床の普及と柱間寸法規格化の傾向をうけ、掘立柱建物は礎石建物の技術と発想を受容し、多様化かつ大型化していったとここでは推論したい。三列間取り建物は両基礎構造間の上部構造の境界が曖昧になる時代に生まれた興味深い事例といえる。

謝辞：元八戸工業大学教授高島成侑先生と青森県埋蔵文化財調査センター工藤忍氏に多くの有益な御教示を賜った。ここに謝意を表します。

追悼：本稿を元八戸市教育委員会故佐々木浩一氏に捧げる。氏のこれまでの御交誼に対し、心から感謝申し上げますと共に御冥福を御祈り申し上げます

合掌

註

- 1) 図2で類型化された模式図の全てが現存民家を資料に作られたものではない。同図0・I期およびII期相当の一部は、文献の記載からつくられた想定図である。
- 2) 羽柴直人は岩手県小田島千富家文書家屋普請屈願および新潟県小千谷市大窪家普請関係文書の記述から掘立柱建物跡の耐用年数を40年程度と仮定している（羽柴2000）。伊勢神宮などの大社の式年遷宮は、20年を一周期とする例が多い。
- 3) 規格化された畳や建具が普及する以前の掘立柱建物に対して、間尺を用いた年代特定を行っても効果的ではない（ただし、構造や構法に関する経験知の共有が、地域性を持ちながら発達していったと仮定するならば、やはりこの手法は有用である）。中世前期の掘立柱建物の間尺にバラつきが多いという事実は、建物の規格化が進んでいなかったことを証左するものなのではなかろうか。
- 4) 畳床や板床などを持たない土間・土座住まいの掘立柱建物に対し間尺を用いた年代特定方法を行っても効果的ではない。多くの中近世遺跡で確認される小型掘立柱建物跡の間尺が、大型建物に比べ不定である理由はこのことに基因すると考えられる。

参考文献

- 青森県教育委員会 1974『青森県の民家 I 概要・南部』青森県民家緊急調査報告書
- 青森県教育委員会 1980『青森県の民家 II 津軽』青森県民家緊急調査報告書
- 青森県教育委員会 1984『浜通遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第80集
- 秋田県教育委員会 1983『秋田県の民家』秋田県民家緊急調査報告書
- 秋田県教育委員会 2006『森吉家ノ前A遺跡』秋田県埋蔵文化財調査報告書第409集
- 岩手県教育委員会 1978『岩手の古民家』岩手県教育委員会文化財調査報告書第26集
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1980『御所ダム建設関連遺跡発掘調査報告書』
岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第13集
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1997『泉屋第10・11・13・15次発掘調査報告書』
岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第247集
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 2001『泉屋第16・19・21次発掘調査報告書』
岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書309集
- 七戸町教育委員会 2001『史跡七戸城跡北館X』七戸町埋蔵文化財調査報告書第34集
- 浪岡町教育委員会 1985『浪岡城跡Ⅵ』昭和58年度浪岡城跡調査報告書
- 浪岡町教育委員会 1988『浪岡城跡X—内館調査の成果とまとめNo.1—』
昭和61・62年度浪岡城跡発掘調査報告書
- 八戸市教育委員会 1993『根城—本丸の発掘調査—』八戸市埋蔵文化財調査報告書第54集
- 八戸市教育委員会 1997『新井田古館遺跡』八戸市埋蔵文化財調査報告書第70集
- 八戸市教育委員会 2002『新井田古館遺跡Ⅱ』八戸市埋蔵文化財調査報告書第94集
- 八戸市教育委員会 2004『田向遺跡Ⅰ』八戸市埋蔵文化財調査報告書第105集
- 八戸市教育委員会 2005『八戸市内遺跡発掘調査報告書21』八戸市埋蔵文化財調査報告書第108集
- 八戸市教育委員会 2009『田向遺跡Ⅱ』八戸市埋蔵文化財調査報告書第122集
- 八戸遺跡調査会 2004『是川中居遺跡中居地区G・L・M』
八戸遺跡調査会埋蔵文化財調査報告書第5集
- 文化財建造物保存技術協会 1994『根城—主殿復原工事報告書—』
- 伊藤鄭爾 1973『中世住居史』東京大学出版会
- 大河直躬 1971『番匠』法政大学出版局
- 小倉強 1972『東北の民家 増補版』相模書房
- 小野正敏 1997『城下町、館・屋敷の空間と権力表現』『都市における交流空間の史的研究』
国立歴史民俗博物館研究報告第74集
- 小保内裕之 2003『信仰の道具』『青森県市資料編考古4中・近世』
- 加藤晋平・宇田川洋 1973『民俗学と考古学の間』『物質文化21号』
- 川島宙次 1992『民家の来た道』相模書房
- 榎原健 1973『釜から鍋へ—古代東国における火処と炊具の変貌—』『信濃』第25巻11号』
吉川弘文館
- 日下政勝 2000『中近世の掘立柱建物跡について—中通り地方編—』
『東北地方南部における中近世集落の諸問題』
福島県考古学会中近世部会平成12年度研究セミナー資料集
- 草野和夫 1993『東北民家史研究』中央公論美術出版
- 草野和夫 1995『近世民家の成立過程』中央公論美術出版
- 小泉袈裟勝 1977『ものさし』法政大学出版局

- 佐々木浩一 2000「青森県中・近世遺跡の景観—小沢館・境関館・浜通遺跡・十三湊遺跡・種里城—」
『青森県史研究第5号』
- 佐藤巧 1978「近世武士住宅」義文社
- 小林梅次 1990「土間いろり考」『民族建築 98号』
- 鹿野里絵 2004「和賀氏関連城館における掘立柱建物跡」『北上市立埋蔵文化財センター紀要3号』
- 関根達人 2001「建物跡の年代は明確になるか」『掘立と竪穴—中世遺構論の課題—』高志書院
- 高島成祐 2003「青森県内の中世掘立柱建物跡の建築構造」『海と考古学とロマン』
市川金丸先生古稀記念献呈論文集
- 高島成祐・三浦忠司 1983「南部八戸の城下町」伊古書院
- 高橋與右衛門 1989「掘立柱建物跡の間尺と時代性—民家の間尺と比較して—」
『岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 紀要IX』
- 高橋與右衛門 2004「掘立柱という名の建物」『掘立柱建物から礎石建物へ』
第17回北陸中世考古学研究会資料集
- 竹田聡州 1994「葬史と宗史 竹田聡州著作集第七巻」国書刊行会
- 谷口幸聖 2002「仏壇のはなし」法蔵館
- 羽柴直人 2000「岩手県における中近世集落の掘立柱建物」
『東北地方南部における中近世集落の諸問題』
福島県考古学会中近世部会平成12年度研究セミナー資料集
- 藤田俊雄 2001「新井田古館跡」『掘立と竪穴—中世遺構論の課題—』高志書院
- 古橋廣信 1997「民家再生の設計手法」彰国社
- 松嶋直美 2000「福島県浜通りにおける中近世集落の諸問題」
『東北地方南部における中近世集落の諸問題』
福島県考古学会中近世部会平成12年度研究セミナー資料集
- 村松貞次郎 1973「大工道具の歴史」岩波書店
- 吉岡泰英 2001「考古学発掘資料による建物の復元—中近世—乗谷朝倉氏遺跡の実例から—」
『考古学発掘資料による建物の復元方法に関する基盤研究』
学研究費補助金研究成果報告書
- 吉岡泰英 2004「掘立柱建物と礎石建物」『掘立柱建物から礎石建物へ』
第17回北陸中世考古学研究会資料集
- 渡辺昌 2004「大工道具の日本史」吉川弘文館

五月女菴遺跡出土の弥生・奈良時代の土器について

榊原 滋 高（五所川原市教育委員会）

1. はじめに

五月女菴遺跡は青森県北西部、十三湖北岸の砂丘上で標高5～10 mに位置する縄文晩期を中心とした遺跡として知られている。しかし今回、本遺跡から津軽地方では非常に珍しい弥生時代と奈良時代の土器が採集された。これは重要な意味を持つ資料と思われるので、この紙面を借りて紹介する。

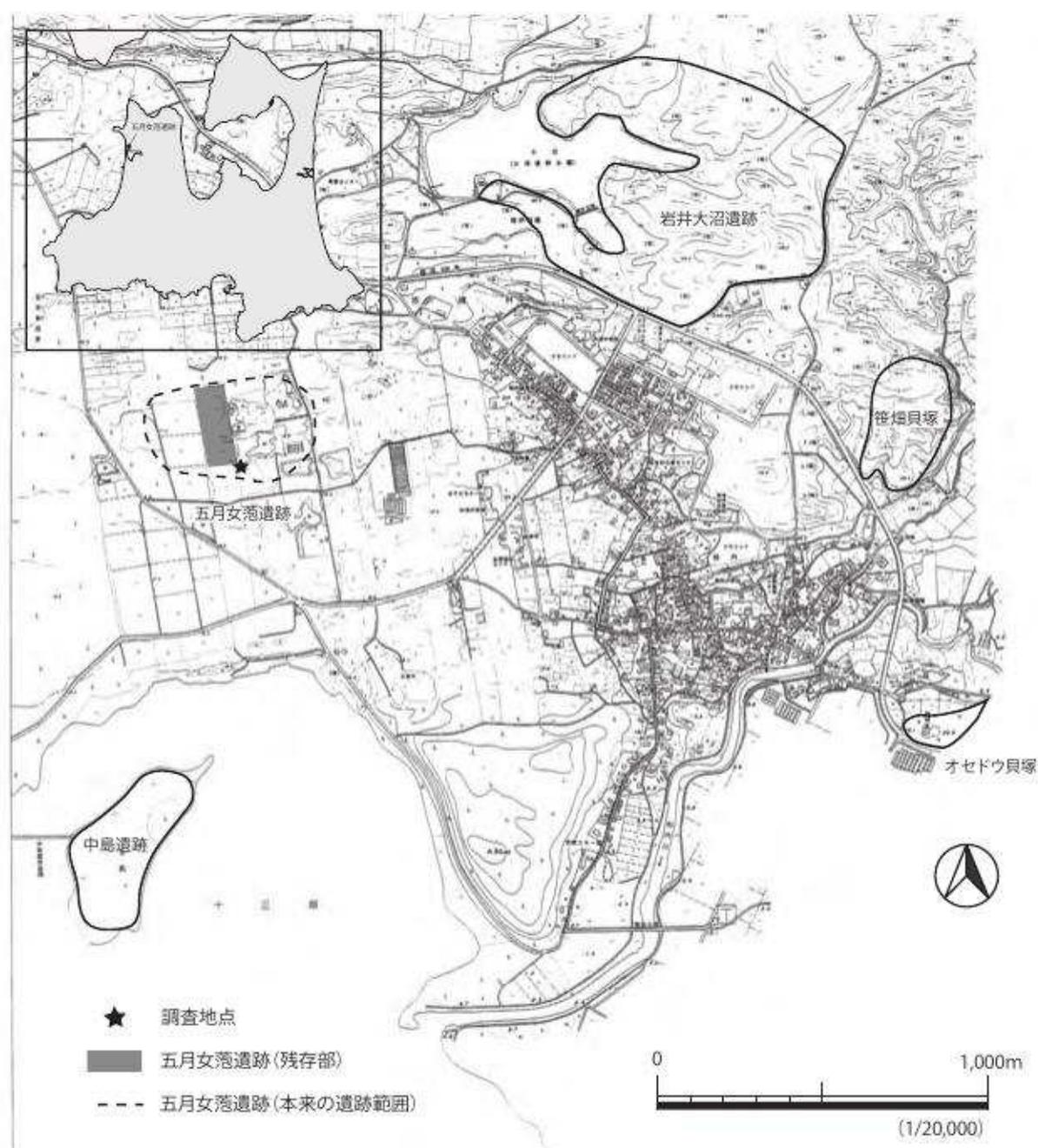
2. 遺跡の概要と発見の経緯

本遺跡は日本海西岸に隣接し、海岸までの距離が1 kmと間近なため、海岸砂丘によって遺跡が被覆された状態にあったが、昭和50年の開田事業によって、縄文晩期の遺物包含層が露出したため、遺跡として周知されるようになった。しかし、これ以降盗掘が横行したり、付近一帯で土砂採取が進められたため、遺跡が消滅してしまう事態に直面することとなった。そこで、昭和56年8月4～16日にかけて、新谷雄三氏を調査担当者に市浦村教育委員会で発掘調査が行われた〔市浦村教委1983〕。調査の成果は昭和58年3月に報告書として刊行されたが、その内容について、遺物は多く掲載されているが、調査地点の正確な位置が明らかではなく、さらに5万分の1の地図上に示された調査地点も明らかに誤っていることが判明した。このように基礎資料となるべきはずの調査報告書の内容に不備が多く、遺跡の実態が不明な状況にあった。その後、遺跡が唯一残されているとみられた地点において、保安林の解除が執り行われ、新たに土砂採取の計画が浮上した。そこで、平成17年9～10月にかけて、市内遺跡発掘調査事業による範囲確認調査が行われた結果、遺跡が残る範囲やその実態がようやく把握できるまでになったが、周辺の開発等によって遺跡の主要部分がすでに破壊されていることも判明した〔五所川原市教委2006〕。

そして、平成19年12月22日に成田正行氏によって、五月女菴遺跡から土器を発見したとの連絡をいただき、土器を実見することができた。恐らく縄文土器だろうと思い、採取された土器を洗浄したところ、その多くは奈良時代の土器ではないかと思われた。奈良時代の土器は津軽地域では極めて発見例が少なく、貴重な遺物であると思われた。そこで早速、地権者立会いのもと現地確認したところ、地権者が道路取り付け工事を行った場所から、黒砂層に混じって土器が出土したことが判明した。発見箇所はすでに遺跡が消滅している場所と考えられていたが、遺物を包含する黒砂層が確認されたため、早速、地権者との協議を行い、手続きを経て、確認調査を行うこととなった。調査は平成19年12月26～28日にかけて行われた。

3. 調査の概要

奈良時代の土器が発見された地点は、遺跡が残る砂丘の南東端部に位置しており、すでに遺跡が消滅している場所と考えられていた（第1図）。そこで、まず掘削された土砂に遺物が混じっていたため、土砂を篩にかけて、遺物採取を行った。その後、砂丘端部の南西側から北東側にかけて試掘坑（1～3トレンチ）を3箇所設定し、確認調査を行った（第2図）。



第1図 五月女落遺跡と調査位置図と周辺遺跡

1 トレンチ

奈良時代の土師器が発見された箇所において、東西3m×南北1.7mの調査区を設定した。さらに南西部に幅0.3m×長さ1.5mの拡張区を設けた。調査の結果、トレンチの東端部が重機によって掘削された以外、黒色土層が良好に残存していることが判明した。砂丘砂の下から奈良時代の土師器を含む黒色腐食土層(10～15cm)を確認することができた。遺構は検出されなかった。また、成田氏が発見した土師器とこの層位から出土したものに接合関係がみられたことから、この地点から採集されたものであることが確実となった。そして、さらに下層からは縄文時代晩期の遺物を包含する黒褐色腐植土層が確認された。その厚さは25cm以上あるものとみられる。なお、こうした黒色・黒褐色

腐植土層は緩斜面となって南下しており、砂丘砂の下にもぐりこむ状況が確認できた（写真3-6）。調査は黒褐色腐植土層を確認して終了した。

なお、五月女菴遺跡の地学的見解、基本層序を明らかにした川村眞一氏の論考〔川村 2006〕を基に層序を述べると、奈良時代の土師器を含む黒色腐食土層が新期クロスナ層、縄文晩期の遺物を含む黒褐色腐植土層が旧期クロスナ層にそれぞれ対応するものとみられ、津軽西海岸に面する屏風山周辺の砂丘・クロスナ層の層序に一致するものとみられる（第3図）。

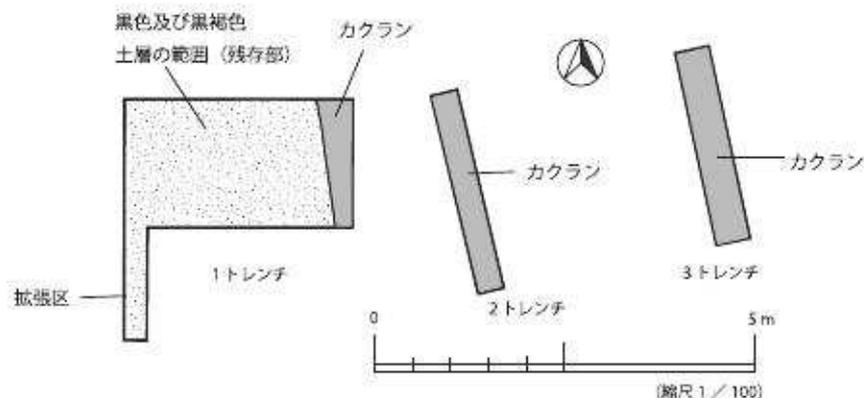
2・3トレンチ

2トレンチは東西0.35 m×南北2.7 mを設定し、深さ0.7 mまで掘り下げた。一方、3トレンチは東西0.45 m×南北2.6 mを設定し、深さ0.3 mまで掘り下げた。その結果、それぞれのトレンチでは、共に過去における重機の攪乱跡であることが判明した。その攪乱土から縄文晩期の遺物が多量に採集されたが、後日の遺物洗浄後に今回報告する弥生土器が混入していることが判明した。

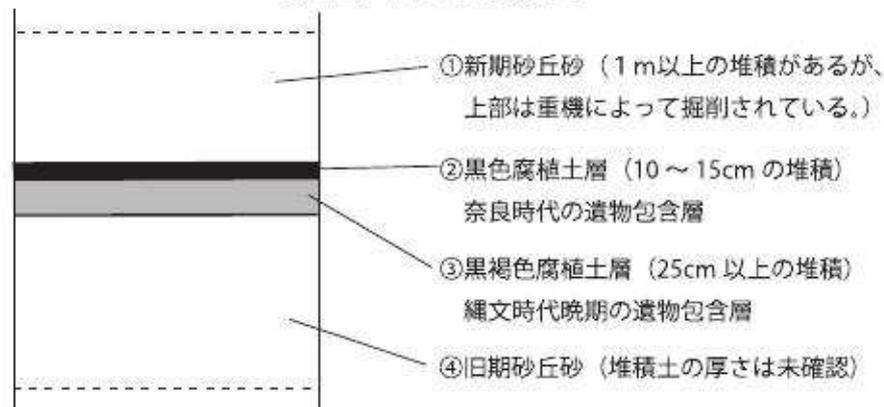
4. 弥生・奈良時代の土器について

弥生時代の土器（第4図・写真1）

まず2・3トレンチの攪乱層から縄文晩期の遺物に混じって抽出された弥生時代の土器について述べる。1～3は、弥生時代後期に比定される天王山式土器と考えられる。1は壺の胴部片で、縦走る縄文に沈線による連弧文がみられる。2・3は甕（深鉢）の口縁部片で、口唇部にやや縦長の刻みを施す。口縁部は横走る縄文に、薄く沈線文を施している。3は口唇部に突起がみられる。



第2図 トレンチの概略図



第3図 1トレンチ土層断面の概略図

一方、4～9は北海道の続縄文土器である後北C1式土器と考えられる甕（深鉢）である。弥生時代後期後葉に比定される。帯縄文の上に二条の並行に走る微隆起線文（5・7～9）、三角形（D字形）の刺突文（5・6）がみられる。

奈良時代の土器（第5図・写真2）

1トレンチからは奈良時代の土師器が出土している。先述したとおり、これらはすべて1トレンチの黒色腐食土層（新期クロスナ層）から出土しており、坏と長胴甕の二器種がある。第5図に示したとおり、口縁部と底部片から個体識別すると、坏は8個体分、長胴甕は2個体分はあったとみられる。なお、19の長胴甕は口縁部が欠損しているが、同一個体とみられる口縁部片で復元して実測している。

坏は復元口径が約20cmのもの（10）、と約13～14cmのもの（11～13・15・16）に分かれる。内面調整では、炭素を吸着させて黒色処理したもの（10～13・16・17）と黒色処理しないもの（14・15）に分かれる。内面黒色処理されたものはすべてヘラミガキ調整を行っている。特に10・11は丁寧なヘラミガキによる光沢を伴うが、それ以外のものは雑なヘラミガキになっている。口縁部の外側には、明瞭な段が巡るもの（10）と段が不明瞭で沈線状になるもの（11～13・15・16）に分かれる。底部はすべて平底である（14・17）。なおすべて非ロクロ成形であり、14の外面には粘土紐輪積み痕が明瞭に残るものもある。19の甕は、口縁部が受け口状になり、頸部がやや外反する形態である。外面は、口縁部から頸部にかけて、多条の横走沈線文が巡っている。胴部上半は横方向のハケメ調整、胴部下半は縦方向のハケメ調整を施したのちに縦方向に細かいヘラミガキ調整を施している。内面はすべて横方向のハケメ調整がみられる。こうした多条沈線文をもつ長胴甕は、近隣の十三湖中にある中島遺跡から出土したものと同一特徴を有している。中島遺跡出土の土師器の年代観については、共伴する坏や高坏の特徴から8世紀前半～中頃に想定されている〔宇部1997〕。今回、出土した坏については、10が中島遺跡のものに類似しているものの、それ以外の坏は後出的な特徴を有していることから、主に8世紀中葉～後葉の時期が想定される。

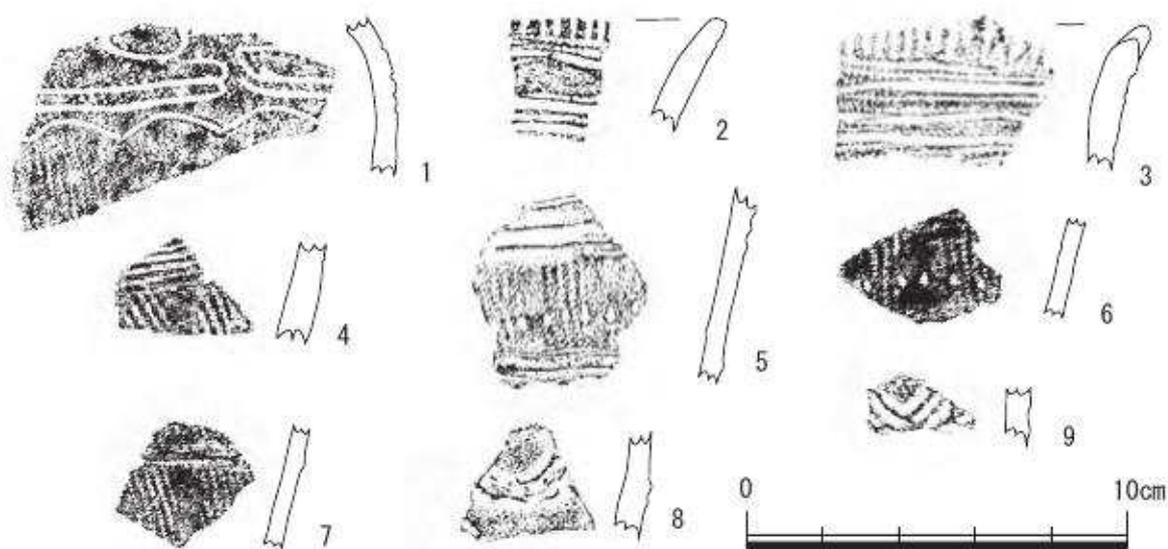
5. さいごに

今回、五月女菴遺跡出土の弥生・奈良時代の土器について、資料紹介をさせていただいた。これまで十三湖一帯で全く不明だった弥生時代の様相の一端が明らかになった意義は大きく、続縄文文化の集団が津軽海峡を南下して本遺跡で交流のあったことが明らかとなった。また、中島遺跡に続く奈良時代の土師器がまとまって出土したことから、十三湖一帯は津軽地域における奈良時代の集落拠点の一つであった可能性が十分考えられるのではないだろうか。

本稿を作成するに当たって、貴重な遺物を発見し届けてくださった成田正行氏のほか、遺物を鑑定していただき、ご指導・ご教示をいただきました木村高氏・齋藤淳氏・齋藤岳氏には深くお礼申し上げます。なお、内容等に誤りがあれば、筆者の責となります。

〔参考文献〕

- 青森県 2005「青森県史 資料編 考古3 弥生～古代」
 宇部則保 1997「7・8世紀の沈線文土師器—青森県—」『蝦夷・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ—資料集—』
 日本考古学協会 1997年度秋田大会
 小山内寿一・岡田康博 1983「木造町神田遺跡出土の後北式土器について」『弘前大学考古学研究』第2号
 弘前大学考古学研究会
 五所川原市教育委員会 2006「五月女菴遺跡～市内遺跡発掘調査事業における埋蔵文化財発掘調査」
 五所川原市埋蔵文化財調査報告第27集
 川村眞一 2006「五月女菴遺跡の地学的見解」『五月女菴遺跡～市内遺跡発掘調査事業における埋蔵文化財発掘調査』
 五所川原市埋蔵文化財調査報告第27集
 市浦村教育委員会 1983「市浦村五月女菴遺跡」



第4図 弥生時代の土器



写真1 弥生時代の土器

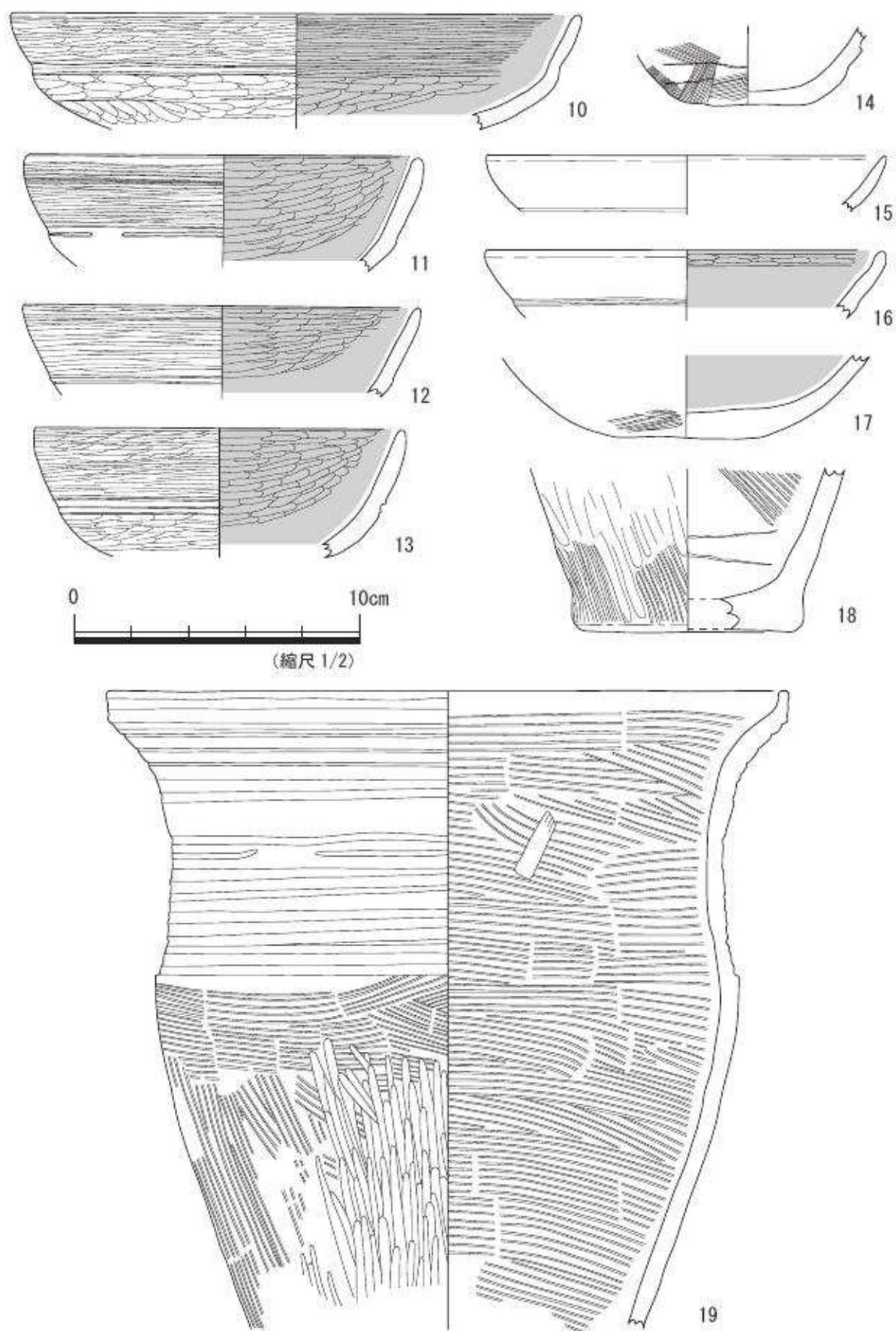


図5 奈良時代の土器

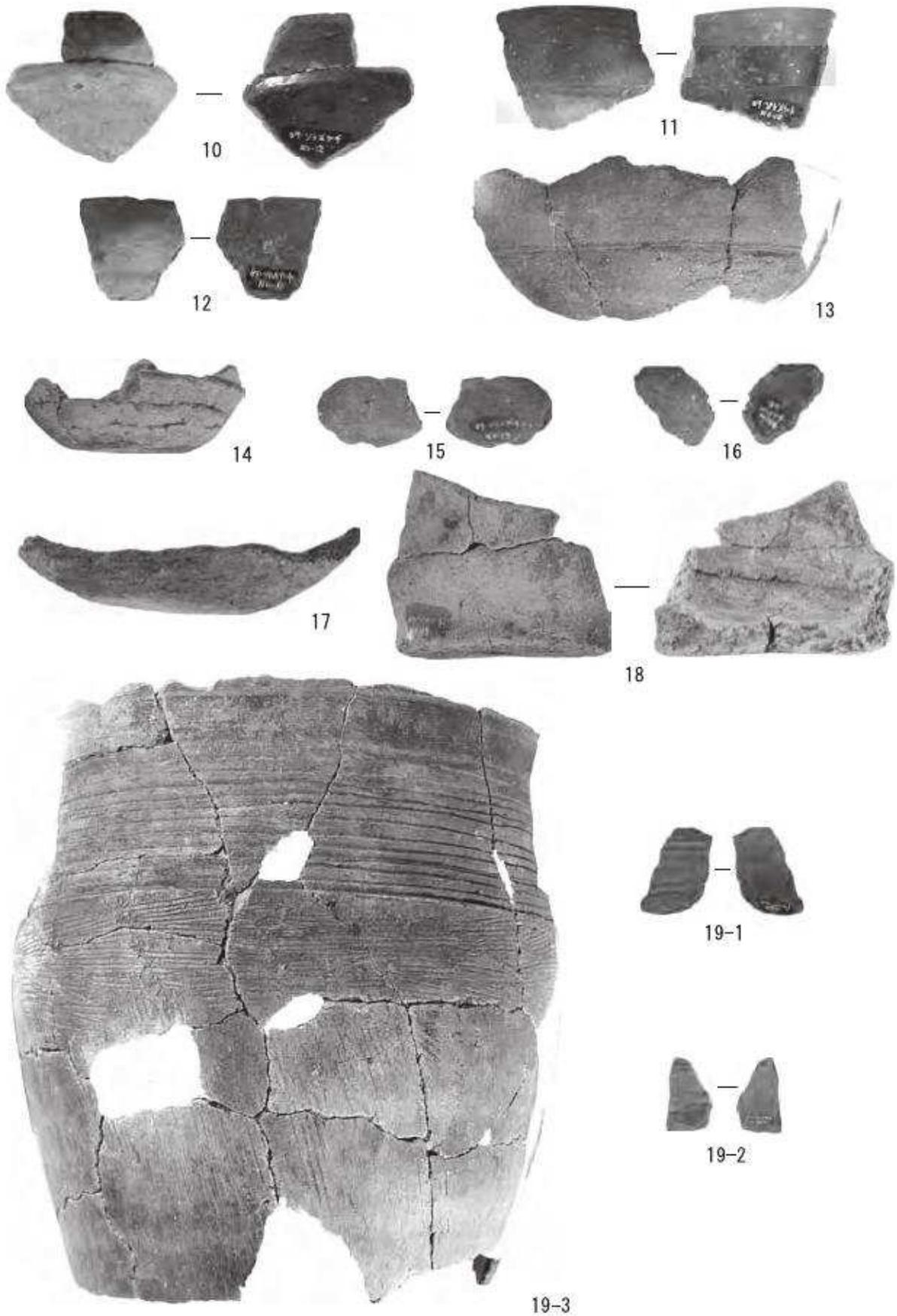


写真2 奈良時代の土器



1. 調査の風景



2. 1トレンチ拡張区



3. 1トレンチ 検出状況



4. 1トレンチ 北壁断面層位



5. 1・2トレンチ 検出状況



6. 1トレンチ拡張区 黒色土層の検出状況



7. 2・3トレンチ 検出状況



8. 3トレンチ 断面層位 (カクラン土層)

三沢市平畑(1)遺跡から出土した緑釉陶器について

高橋照彦（大阪大学大学院文学研究科）

長尾正義（三沢市教育委員会）

1 はじめに

本稿で紹介する資料は、三沢市が字平畑地区の平畑開拓において試掘調査を実施した際に出土した緑釉陶器である。その調査は、スポーツ施設建設に先立って行われたもので、対象面積は540,000㎡におよび、調査期間は平成16年度から19年度にまでわたった。緑釉陶器は、そのうちの17年度の平畑(1)遺跡における調査で出土したものである。

スポーツ施設建設計画は三沢市の単独事業であったが、その試掘調査とはほぼ同時に、縄文時代中期末の大集落である猫又(2)遺跡を対象にした国庫補助事業による発掘調査が始まった。そのため、単独事業分の平畑(1)遺跡等の出土遺物整理や報告書刊行は後回しにせざるをえない状況になり、現状では報告書作成の見通しが立っていない。しかしながら、県内の奈良・平安時代の研究者からも平畑(1)遺跡出土緑釉陶器の重要性が指摘されており、青森県内での緑釉陶器の出土例が散見されるようになってきたこともあって、資料の早期公表を要望する声が強まっていた。その状況をふまえ、以下の通り、本誌を借りて、この資料の概要を紹介することになった。

2 遺跡の概要

平畑(1)遺跡は、JR東北本線三沢駅から北西に約3.4km、姉沼川に面した標高約30mの台地の南辺に位置する。本遺跡は、これまで主に縄文時代後期の遺跡として知られていたが、平成17年度の調査によって奈良時代と平安時代が加わり、範囲も東側に大きく拡大した。試掘調査で検出した住居跡は奈良時代1軒、平安時代11軒（2軒は確認のみ）である。他に平安時代の竪穴状遺構、土坑などを検出した。平安時代の集落は東西南北約100m四方の範囲に収まり重複はなかった。縄文時代のものでは前期初頭の早稲田6類式土器が出土する住居跡1軒を検出している。

本遺跡周辺で平安時代の集落をいくつか確認している。西に隣接する平畑(3)遺跡とはほぼ北側の平畑(5)遺跡からは、マウンドを伴う円形周溝墓を確認しており、その周溝内には10世紀初頭の十和田a火山灰、白頭山火山灰が堆積していた。また、平畑(3)遺跡の南西側突端部と平畑(2)遺跡の北東側突き出し部は濠で切られ、濠の内側で鉄製品や鉄滓を伴う10世紀後半と考えられる住居跡を多数確認している。

3 緑釉陶器の出土状況

緑釉陶器は、平畑(1)遺跡において精査した40ヶ所余りのトレンチ（2×50m）のうち、No.38、No.41、No.42で確認した3軒の住居跡から出土した。総数23点である。各住居跡の名称は確認したトレンチNoを付し、TR38HP、TR41HP、TR42HP3と呼称した。（ ）内の遺物番号は、図版に付した番号と対応する。写真に付した番号のうち（61、64）（70、71）（75、76）は2点が接合していること

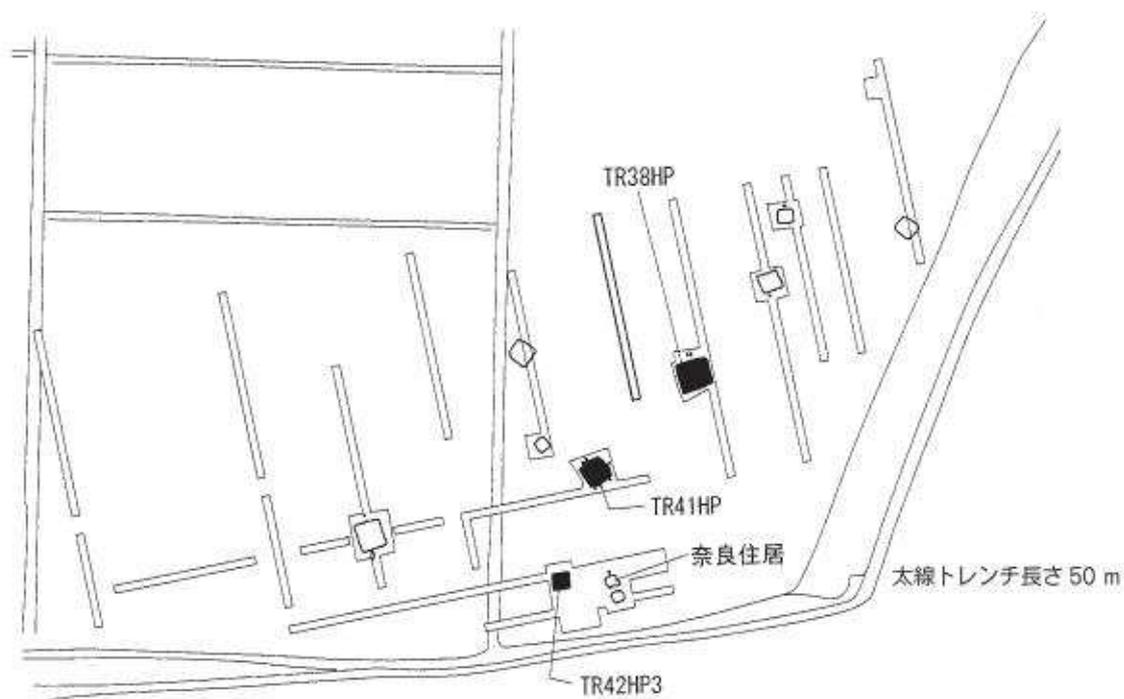
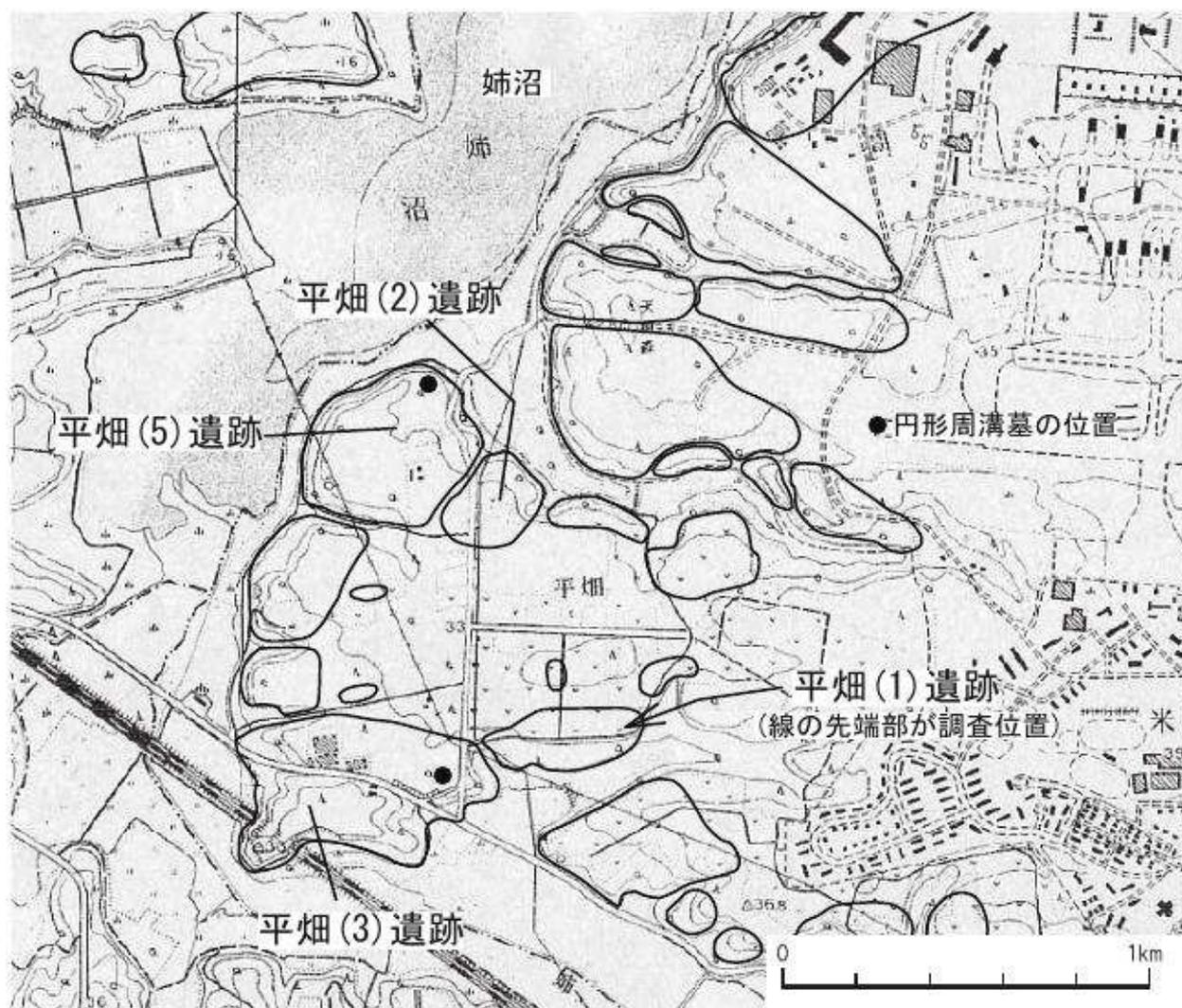


図1 遺跡の位置・住居跡配置

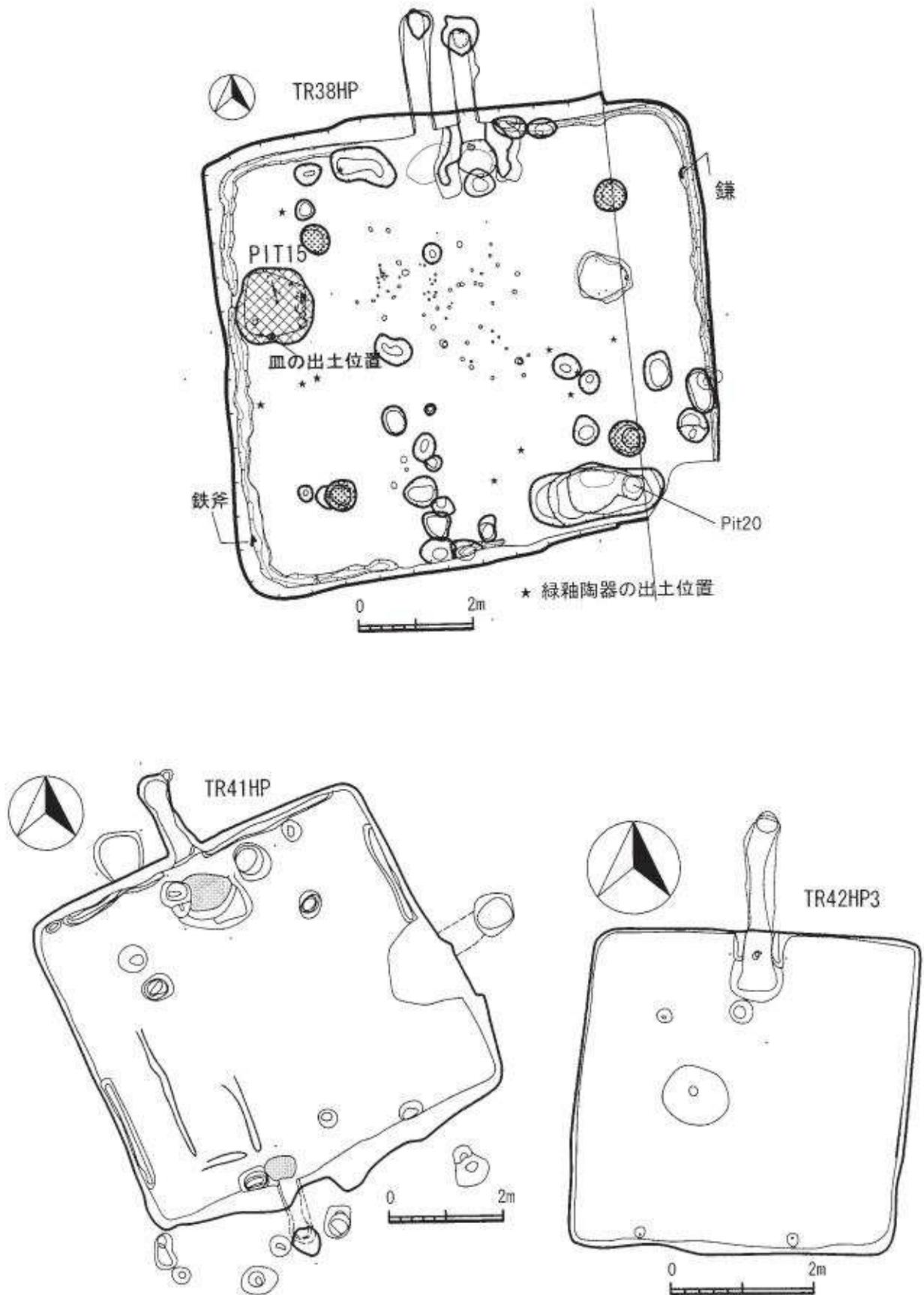


図2 緑釉陶器が出土した住居跡

を示す。また、40、41、43、44、45の5点は略完形の皿（図3-12）に接合したため除いた。以下、住居跡ごとに出土状況等を記述したい（図1、図2、写真）。

TR38HP（図2、図3）

東西8.6m×南北8mの大きさで、確認された住居跡の中では最大である。覆土は自然堆積の状況を呈し、十和田a火山灰と白頭山火山灰が層状に堆積している。十和田a火山灰は床面から5cm程度の間隔で堆積する。かまどは北壁に2ヶ所あり、トンネル式の煙道を持つ。東側の煙道は、崩落後に半地下式の煙道として再利用されている。

緑釉陶器は、住居内の土坑（Pit15）や床面から17点が出土した。最も大きな略完形の皿（図3-12）は、Pit15の覆土最上部から出土し、ピット内へ落ち込むような状態であった。Pit15からは、他に緑釉陶器の破片2点（44・73）、完形の土師器杯2点、刻書のある土師器杯1点、鉄製紡錘車1点が出土している。また、この住居では緑釉陶器の破片が床面上に散らばる形で出土している。出土層位・遺構別に列挙すると、3層（67）、4層（68）、5層（64）、床面出土（45・65・66・69・70・71・72）、Pit20（74）、旧かまど脇土坑（75・76）となる。他に住居跡を覆う耕作土から1点（63）が出土しているが、TR38HP以外のものである可能性もある。

住居跡に伴う他の主な遺物は、土師器杯が個体数にして20点以上、墨書のある土師器杯2点、土師器甕10個体以上、土師器耳皿1点、須恵器の長頸壺が1点、土錘1点、鉄製釘や用途不明の鉄製品10数点、炭化した木製皿2点などであり、多種多様な遺物が出土している。また、南壁近くのPit20から炭化米と雑穀類が多数検出された。三沢市内でこれまでも同時期の住居跡の調査をしているが、少なくとも三沢市内ではこれほど多彩な遺物が出土した例はない。

これらの遺物の中で目を引くのが、土師器杯の多さと土師器甕の少なさである。図示した土師器杯はロクロ成形で、完形もしくは1/2以上残存し、ほぼ9世紀末から10世紀初頭にかけての時期が想定されるものである。土師器甕では、器高15cm程度に復元できたものが、かまどの袖脇から1個体出土している。

TR41HP（図2）

東西6.4m×南北6.5mの大きさである。TR38HPから南西に約28m離れている。覆土は人為堆積である。かまどは北壁、南壁、東壁に1ヶ所ずつあり、東壁のかまどは袖が残存していたことから住居が放棄されるまで使われたものであると思われる。いずれもトンネル式の煙道を持つ。遺物としては、土師器、須恵器、鉄製品（鉄鈴など）、石器、礫などが多く出土した。緑釉陶器の破片は、覆土上部から4点（40・41・42・43）が出土した。人為堆積により埋まり切る前に緑釉陶器片が持ち込まれ、その後に十和田a火山灰が堆積した状況であった。本住居跡から出土した緑釉陶器片（40・41・43）はTR38HPの略完形の皿（図3-12）に接合した。他に、出土地点は不詳ながら、この住居跡に伴うものとみられる緑釉陶器の耳皿（61）が1点確認されている。

TR42HP3（図2）

東西、南北とも約4.5mの大きさである。覆土はTR38HPから南西に約53m、TR41HPから南西に約25m離れている。覆土は人為堆積である。かまどは北壁に1ヶ所ありトンネル式の煙道を持つ。かまどを覆う十和田a火山灰が含まれる層からは、緑釉陶器の破片1点（62）が出土した。この他に、土師器、木質部が残存する鉄製穂摘み具、炭化した櫛や雑穀が床面から出土している。

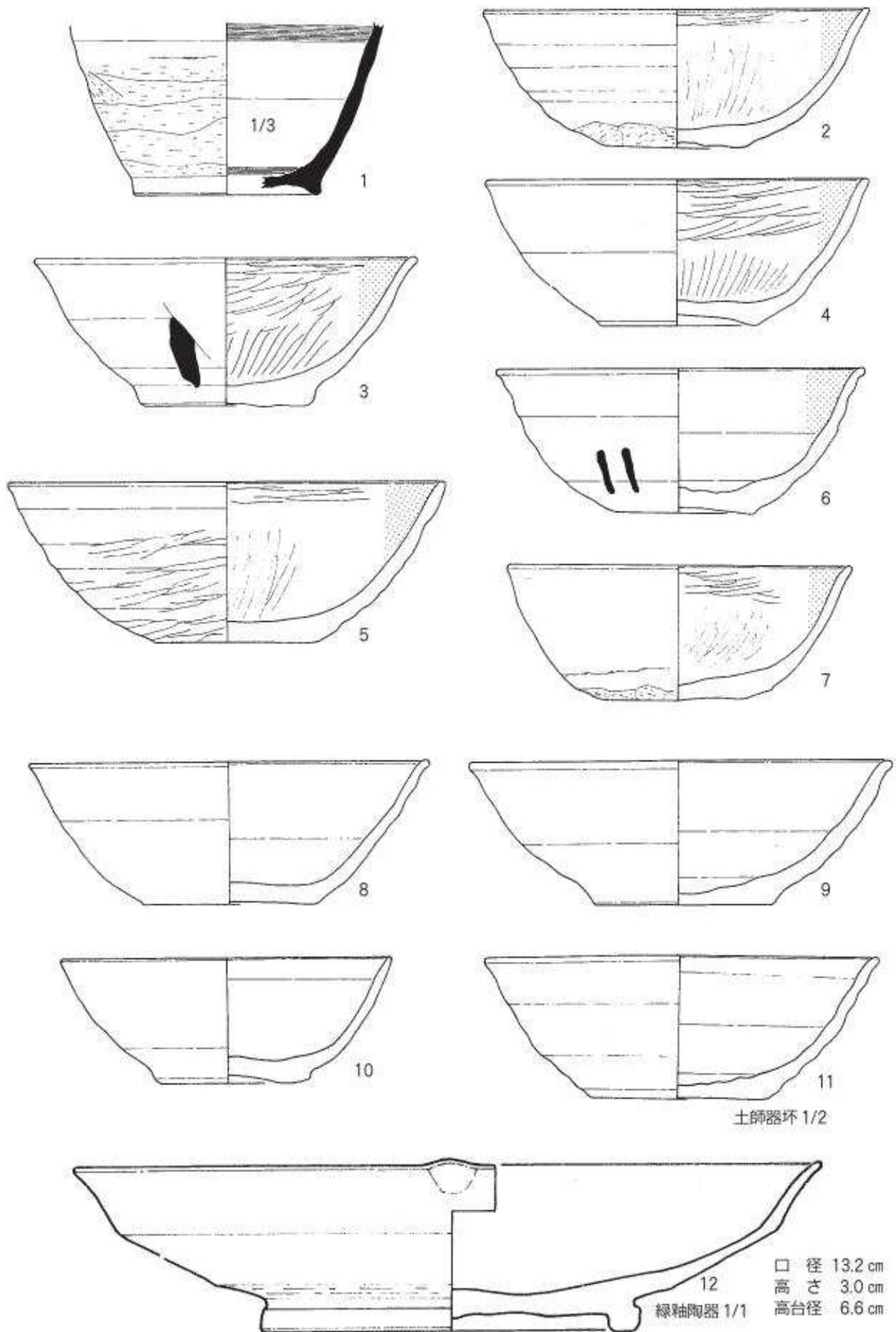


図3 TR38HP から出土した遺物

最後に、緑釉陶器が出土した住居跡の時期についてまとめておきたい。緑釉陶器が出土した3軒の住居跡の堆積土には、915年に降下したとされる十和田a火山灰がレンズ状に一つの層として堆積し、3軒とも住居跡の中央付近で床面に接する状況である。9世紀後半から10世紀初頭にかけて構築、居住、放棄されたものと考えられる。また、TR38HPの床面あるいは土坑から出土したものと同一個体もしくは同一個体と考えられる破片が他の2軒の覆土中から出土した。これらの緑釉陶器の出土状況から、3軒の前後関係は、TR38HPが他の2軒よりも後に放棄されたことが把握できた。

(長尾正義)

4 緑釉陶器の観察結果

図3の12は、TR38HPのPit15から出土した最も残存状況の良い緑釉陶器の皿である(以下、「略完形皿」)。体部に屈曲を持つ稜皿に相当する。口径が13.5cm、器高が3.0cm程度である。残存率は、口縁部では接合できる破片をあわせると50%弱であるが、高台部では完存する。高台は削り出しの輪高台である。口縁端部の残存部には2箇所を押圧による輪花が認められ、輪花の間隔から判断して、4輪花と判断される。器面には、ミガキがほとんど施されておらず、回転ナデ痕が目立っている。器壁は非常に薄い、火ぶくれを起こした部分もある。素地の色調は明るい灰色を呈して、硬質である。内面には、釉下に一次焼成時(釉を施す前の素地を焼成する段階)の重ね焼き痕が部分的に認められる。同じ内面には、施釉後の重ね焼きの際に、上に置かれた個体の底部が融着して剥離した箇所も確認できる。三叉トチンの痕跡もみられず、施釉後にも直接重ね焼きをしていたことがわかる。

緑釉は、底部外面には施していない。釉調は灰色みを帯びた緑色を呈するが、ところどころに橙色状の斑点がみられる。この斑点は、陶芸用語として御本などと呼ばれ、還元焰から中性焰に近い状態で焼成した場合に生じるものである。いわゆる御本手は、還元焰焼成した後、釉薬のピンホールなどから酸化して発色すると考えられているが、本例も仔細にみると、斑点状に色調が変わる部分には釉薬にピンホールが認められることから、還元焰焼成された素地が施釉後の二次焼成の際に酸化されて生じたものであろう。

同じPit15から出土した緑釉陶器の小破片(44)ならびにTR38HPの床面から出土した緑釉陶器の小破片(45)は、上記の略完形皿と接合することができた。また、TR41HPの覆土から出土した緑釉陶器の破片3点(40・41・43)についても略完形皿と接合でき、同一個体であることが判明した。

これ以外の緑釉陶器についても、以下、簡単にまとめておきたい。逐一は記さないが、特記しないものは、いずれも素地の色調や釉調などが上記の略完形皿と良く似ている。

72(TR38HPの床面出土)は、稜皿の口縁部から体部の破片である。口径が14cmほどで、残存高は約3cmである。器表面には、ナデ調整が残る。残存部では輪花はみられない。体部の稜の屈曲は非常に弱い。釉は、口縁端部側がやや褐色気味に濃い色を呈する。73(TR38HPのPit15出土)も、72と同一個体の可能性がある。

70・71(いずれもTR38HPの床面出土)は、体部に屈曲を持つ稜碗の口縁部から体部の破片である。口径は約15cmである。器壁は略完形皿に比べるとやや厚みを持ち、ミガキも施されているが、ナデ痕も残る。外面については、稜よりも下半がケズリ状の仕上がりになる。確証はないものの、75・76(いずれもTR38HP旧かまど脇土坑出土)などは、これら70・71と同一個体かもしれない。

69 (TR38HPの床面出土)は、焼けひずみによるものなのかもしれないが、非常に屈曲が弱い稜皿である。器壁はかなり薄めである。口縁部などは釉が剥けており、釉調もやや黄色みが強い。外面は稜よりも下半にケズリが施され、内面はナデ痕がほとんどである。

61 (TR41HPの覆土からの出土とみられる)・64 (TR38HPの5層出土)は、耳皿の口縁部である。口縁端部は、小さな玉縁状を呈して、やや丸く肥厚する。耳部(折り曲げられた先端部)にひだがあるか否かは、この個体では不明である。一般的にはひだがあるものが、単に折り曲げるだけになる傾向を持つが、本例では判別できない。口縁端部の内面には釉が比較的厚めに残る。74 (TR38HPのPit20出土)も耳皿の口縁部であり、この61・64と同一個体の可能性がある。

66 (TR38HP床面出土)は、体部の屈曲の有無は不明ながら、体部中位付近でやや薄くなっているため、稜碗の口縁部の破片であったとみてよいものである。口縁部がやや外反し、ナデ痕のみに近い状況を呈している。68 (TR38HP 4層出土)は、この66と同一個体の可能性がある。

63 (TR38HP住居確認面で出土)は、口縁端部近くの器壁がやや彫れているのに対して、体部中位の器壁がかなり薄くなっており、やはり稜碗とみるのがふさわしい個体である。釉はガラス質を呈して、良好なものである。

62 (TR42HP3十和田a火山灰混土層かまど上からの出土)は、小型の碗の口縁部である。口径が10cmよりも小さくなるものと推測される。口縁端部が少し外反する。器表面がナデのままである。この種の碗は、耳皿と同様に、底部が糸切りのままで調整しないものが一般的であるが、この個体では底部が残存していない。

この他、42 (TR41HP覆土出土)は、緑釉陶器の体部の屈曲部の小片であり、稜碗かもしれない。65 (TR38HP床面出土)・67 (TR38HP 3層出土)は、緑釉陶器の体部の小破片である。いずれも、他の個体との接合関係は確認できない。

5 緑釉陶器の産地と年代

緑釉陶器の産地と年代に関しては、研究者により幾分の判断のばらつきがあるかもしれないが、以下では高橋の私見(高橋1995・2003b)をもとに、検討を加えていきたい。

まずは、本遺跡出土の緑釉陶器の産地からみておく。東海の猿投窯の産地とみる意見もあったと聞いているが、筆者の観察からすれば、削り出し高台の採用や、稜の弱い稜碗や稜皿の形態などから考えて、結論的に言えば、すべて平安京近郊窯(いわゆる畿内あるいは京都)産と判断できるものである。

平安京近郊産のうち、さらに洛北・洛西・篠の各産地の製品を識別することは、通例では多くの場合において肉眼観察ではかなり難しい。ただ、この時期に生産の主体になるのは洛西や篠であり、胎土や焼き上がりなどからみると、本例はほとんどが篠窯のものともみて問題がないものであろう。篠と洛西の識別は、胎土の理化学的分析によって可能な場合があることが明らかになっているため(高橋編2007)、今後、科学的に胎土分析を行えば、より確実な成果が得られるかもしれない。

次に、本遺跡出土の緑釉陶器の器種に関して改めて整理すると、少なくとも稜皿が3点、稜碗が3点、小型碗1点、耳皿1点が存在したものと復元される。もちろん、本遺跡の調査は部分的であるため、さらに多くの緑釉陶器がもたらされていた可能性は十分にある。東日本の一遺跡から出土する

平安京近郊産の緑釉陶器としても、器種のバラエティーに富む事例と評価できる。

今まとめたように、本遺跡出土の緑釉陶器の産地構成としては、いずれも平安京近郊（京都）産ということになり、数や器種としても比較的豊富である。ところが、東日本の遺跡では、むしろ東海産緑釉陶器の出土が多く、さらには東海産灰釉陶器の方が緑釉陶器よりも圧倒的に多いため、それと比べると本遺跡の状況はかなり特異なものである。陸奥などでは、東日本諸国に比べると、平安京近郊産の緑釉陶器の出土がやや多いようなので、それを積極的に評価すれば、そのような傾向が本例ではさらに増幅していることになる。本事例に関する限りで言えば、東北地方あるいは東日本全般に流通していた緑釉陶器がもたらされたというよりも、平安京などとのより直接的なつながりを持つなんらかのルートを通して緑釉陶器が一括して流入したことを考慮する必要があるだろう。今後、青森県の他の例と比較していくことにより、本遺跡による特異な現象なのか、この地域としては一般的なことなのかを判明するはずである。

続いて、これらの緑釉陶器の年代観をみていく。この時期の緑釉陶器の編年としては各氏が見解を提出しているが、ここでは筆者の試案をもとに考えていくことにする（高橋2003 a・b、高橋編2007）。本資料の産地とみられる京都府亀岡市の篠窯跡群では、近年大阪大学が調査した大谷3号窯（大阪大学2006、高橋編2007）を加えると、基準となる窯跡出土品により大谷3号窯→前山2・3号窯→黒岩1号窯という変遷を追うことができる。これに当てはめつつ、以下に検討する。

まず最も残存状況の良い略完形皿についてみると、先述の繰り返しにはなるものの、年代的位置付けを考える上では、以下のような特徴が抽出できる。a. 稜皿である点、b. 法量が13.5cmほどである点、c. 口縁端部に輪花を施している点、d. 器壁が非常に薄い点、e. 底部外面に緑釉を施さない部分施釉である点、f. ほとんどミガキが施されず、ナデが多く残っている点、g. 削り出し輪高台ながら削りが粗い点、などが挙げられる。

平安京近郊窯の製品では、aに挙げたように緑釉陶器の稜碗や稜皿が出現するのは、おおむね大谷3号（洛北の妙満寺）窯段階である。それより前の時期では基本的に稜のない碗皿類であるため、本資料も大谷3号窯段階以降の製品と判別できる。

次にbについては、時代が下がるにつれて、緑釉陶器の皿の法量の縮小化傾向が辿れるが、本品はおおむね13～14cmであることから、前山2・3号窯段階に相当する。ちなみに、黒岩1号窯跡段階では、さらに口径が縮小し、稜の位置も体部の中位に下がっていくので、本資料はやはり前山2・3号窯のものと酷似する。

またcに関しては、大谷3号窯段階ではほとんど輪花がなく、おそらく稜皿と輪花皿が別の器種として分化しているのに対して、本品は体部に稜がありつつ口縁にも輪花があることから、前山2・3号窯段階の特徴と一致する。黒岩1号窯段階では輪花が衰退化傾向を辿り、前山2・3号窯が輪花の盛行期であることから、本資料は前山2・3号窯の段階とみられる。

dの器壁は、大谷3号窯では薄いところでも4～5mm程度の通例のものであるのに対して、前山2・3号窯では非常に薄くなって、2mm以下のものなどが確認でき、黒岩1号窯では再び厚くなる。この点でも、本資料は前山2・3号窯段階の製品にふさわしい。

eの施釉範囲についても、大谷3号窯段階では基本的に底部外面にも施釉するのに対して、前山2・3号窯では底部外面の施釉が省略されていく。f・gの高台の削り出しや器表面のミガキも、大

谷3号窯では比較的入念だが、時代が新しくなるにつれて粗くなる傾向があり、前山2・3号窯段階とみて矛盾はない。平畑(1)遺跡の緑釉陶器の略完形皿は、上記のような点からすると、典型的な前山2・3号窯段階に比定することができる。

残る資料についてもみておくと、以下の通りになる。72は、口径が14cmほどで、その稜の屈曲状況やナデが残る調整などから、やはり前山2・3号窯段階に比定できそうである。70・71は、器壁がやや厚みを持ち、ミガキも施されているようなので、前山2・3号窯に一般的なものよりはやや古相を帯びている。69は、器壁も薄目であり、調整などからも、前山2・3号窯とみてよいものである。66は、体部中位でやや薄くなっており、ナデ痕のみに近い点からも、やはり前山2・3号窯に相当するものと推測される。63も体部中位の器壁がかなり薄くなっており、形式的には66と似たようなものであろう。

このように、本遺跡出土の緑釉陶器は、前山2・3号窯が中心で、一部はその直前段階頃のものを含むものと判断される。前山2・3号窯の暦年代観は、論者によって差違がある。従来には、10世紀第2四半期を中心に考えられてきたが、近年は9世紀後半に上げる見解も提出されている。これまでの資料のうち、確実な実年代の定点になると考えられるのが、平安宮西限隄23の出土例である。西限隄23の出土資料は、文献史料との対応から、延喜10年(910)から天慶2年(939)頃までに投棄されたものと推測されている。ただ、この資料では前山2・3号窯が10世紀第1四半期にまで遡るかは、厳密には判別できない。

ところが、本遺跡出土緑釉陶器は、火山灰からみて明らかに十和田a火山灰の降下以前ということになる。もちろん供給と廃棄の時間幅を考えるべきだが、少なくとも十和田a火山灰降下の915年以前に、前山2・3号窯段階の緑釉陶器生産が開始されていたことが裏付けられることになる。平安京などでもなかなか良好な資料がない中で、本遺跡出土品は前山2・3号窯段階の緑釉陶器の存続時期の一端を示す、非常に貴重な資料群として評価できることになる。従来の検討を含めれば、篠の前山2・3段階はほぼ10世紀前半で、10世紀初め頃に遡ることが確実になったものと判断できる。

(高橋照彦)

6 緑釉陶器出土の背景

平安時代の緑釉陶器は、これまで平安京をはじめとして全国各地で出土している。ただ、これまで確認されていた平安期緑釉陶器は、いずれもほぼ日本の古代律令国家における国郡の設置範囲内で出土していた。ところが、近年になり、青森県の平安時代併行の遺跡から、施釉陶器の出土が確認されるようになってきた。これまでの分布範囲に関する暗黙の想定を覆すものであろう。なにゆえ緑釉陶器がこの青森の地にもたらされたのかといった背景については、他の調査成果なども含めた詳細な検討を必要とするが、ここでは若干の予察を記して、本稿のまとめに代えておきたい。

まず緑釉陶器の受容層についてだが、平安京ではどの発掘調査地点でも出土土器総量の10%程度は出土しており、平安京の住民であれば、いわば庶民を含めてかなりの層が入手しうる器と言える。ただ、これまでの東北地方における調査においては、多賀城、胆沢城を初めとする官衙関連の遺跡ならびにその周辺遺跡や寺院跡などから出土するのが通常であった。また、緑釉陶器は庶民が使用する一般的な土師器とは異なり、釉薬が施されるいわゆる高級食器の部類に入るものでもある。そのた

め、地方においては都から派遣された官人、あるいはいわゆる在地でも富裕層などが所持し、使用するものであると一般に考えられる。本遺跡は言うまでもなく日本の律令国家の枠外に位置しており、官衙や寺院といった特異な性格も持たない。しかし、破片になっているとはいえ、少なくとも4器種8個体分もの平安京近郊窯産の緑釉陶器がまとまって出土しているということは、律令国家内の有力層と接点を持つエミシが何らかの経緯で入手していたことになる。

本遺跡の周辺域でみると、例えば八戸市の丹後平古墳群では、末期古墳などとも呼ばれるような、円形の周溝を持つ墳墓が7世紀後半から9世紀後半頃まで続いており、その中には和同開珎をはじめとして律令国家側から搬入された遺物が出土している。また、下北半島に位置する六ヶ所村の表館などでも石帯が出土しており、9世紀代でも政治的な領域を越えて現在の青森県内に搬入された文物が存在したことは明らかである。その他にも、8世紀後半から9世紀前半にかけての上北などでは、岩手県の瀬谷子窯など太平洋岸の窯からの須恵器が流入していたものと指摘されており、陸奥国側との物資の交易などが想定されている（伊藤1997、藤原他2007ほか）。本遺跡においては、緑釉陶器とともに須恵器壺が出土しているが、胴部下半の回転ヘラ削りからみて、既に操業を開始していたかとみられる津軽の五所川原窯の須恵器ではない。しかも太平洋岸などの製品でもない指摘する研究者もいる。詳細は今後報告の予定ながら、三辻利一氏による胎土分析ではこの須恵器壺が「山海窯群？」とされており、本遺跡の他の住居から出土した須恵器2点については、三辻氏によれば「山海窯群の製品と推定できる」と指摘されている。出羽経由の須恵器が存在した可能性も考えておかなければならない。また一方で、平畑(5)遺跡からは、出羽系の土師器甕の破片が表面採集されている。これらの点からすると、陸奥側だけでなく出羽側からの物資の流入も考えられるであろう。いずれにしても、青森県より南の地域との文物のやり取りの中で、緑釉陶器が流入する必然性は十分に認めることができる。

また、八戸地域で見ると、9世紀後半から10世紀前半に、集落の竪穴住居数が著しく増加する点が指摘されており（宇部2007）、その北に隣接する本遺跡も、この地域全体の隆盛の中で、平安京周辺の文物を入手できるような力を蓄える人物が出てきたことを示すであろう。その点では、前述した平畑(3)遺跡、平畑(5)遺跡から発見されている円形周溝墓との関連なども、おそらく視野に入れて考えなくてはならない問題である。このうちの平畑(3)遺跡の円形周溝墓はマウンドが残っており、十和田a火山灰が降下後、白頭山火山灰の降下前に構築されたものである。マウンドになる範囲に十和田a火山灰を敷き詰めた状況で検出された点が特徴的であり、十和田a火山灰降下の直後に築造されたのであろう。平畑(5)遺跡の円形周溝墓にもマウンドが残っており、周溝には十和田aと白頭山の両火山灰が自然堆積しており、平畑(3)遺跡よりも古い円形周溝墓であることがわかる。平畑(5)遺跡は緑釉陶器が出土した平畑(1)遺跡と直線距離で1kmほど離れているが、時期的にも近く、十分に関連があるものと推測される。

本遺跡の緑釉陶器が出土した竪穴住居は、突出した規模や構造をもつものではないが、その出土遺物としてはかなり豊富なものである。9世紀後半にはエミシに「富饒酋豪」（『日本三代実録』貞観十五年（873）十二月二十三日条）が存在したことが文献史料からも知られるが、少なくとも円形周溝墓を築くような有力層が入手の担い手であったことは指摘できる。

その入手の契機は、もちろん様々な想定が可能であり、現状で推測するのは難しい。文献史学の成

果（鈴木1998、養島2001ほか）としては、国府や城柵を舞台として行われた、エミシの朝貢とそれに対する饗給というような、服属儀礼の装いをまとった実質的な交易が行われていたことが明らかにされている。その一方で、王臣家・国司や富豪層が広く交易活動を展開しており、エミシとの私交易も少なくなかったとされる。またエミシには、国を越えて活発に往来して、入京するものもいたことが知られる。陸奥の国府や鎮守府には、東海産緑釉陶器が目立ち、平安京では圧倒的に平安京近郊窯産の緑釉陶器が多いということからすれば、国府や鎮守府を介した饗給という形よりも、より平安京と結び付きのある人物からの入手を考えた方がよいのかもしれない。それは、饗給が10世紀初頭ないし前半にはその役割を終えるという指摘（鈴木1998）とも対応する事態とも言えるであろうか。王臣家などと私交易を行う者や、あるいは入京した者もいたのかもしれないが、さらにそのようなエミシとの再交換なども含め、平安京周辺産の緑釉陶器を入手する過程が生まれたものと推測される。

北奥は様々な史料にもみえるように良馬の供給地として知られており、その他にも多くの特産物があることから、おそらくそれらが交易の対象になっていたはずである。本遺跡の所在する地域は、10世紀代における擦文土器の南限であり（宇部2007）、平畑(5)遺跡でも擦文土器が出土していることから、北海道からの文物を入手し、それを南へと橋渡しする境界域としての役割を担う人物もいたであろう。北奥の特産物や北海道からの交易品を陸奥国あるいは出羽国などへもたらし、円形周溝墓を築いたようなエミシの有力層が、緑釉陶器を入手する機会を得たものと判断しておきたい。

7 おわりに

平安時代の考古学研究において、青森県ではいわゆる防御性集落など（三浦他2006）、日本の列島史を考える上でも注目される問題が種々に提起されている。この防御性集落を考えるためには、前史としての徳政相論以降から防御性集落の展開の間を埋める資料も不可欠であろうが、その時期には、斉衡年間の騒乱の実態とその後の国家的関与（熊谷1995、窪田2004、渕原2004ほか）や、土器様相における城柵設置域とその北部との連続・非連続性（三浦1990・2005、八木2001・2007ほか）など、評価が分かれている点も多い。今後の細密な考古学からの検討や整理が必要であろうし、本遺跡などの評価もさらに重要度を増してくるにちがいない。

また、青森県内の遺跡では鍵となる火山灰降下層の検出により、平安時代の考古学研究に寄与する部分も少なくない。本稿の5節でも述べたように、平安京ですら実年代の特定が困難な状況にある緑釉陶器に関して、産地から遠く離れた北の地の一つの住居跡において年代の一端を押さえることができるのは、その点の好例と言える。今後、平安時代研究において青森県地域の動向には目が離せないと言って間違いなく、そのための青森からの情報発信が一層望まれるであろう。

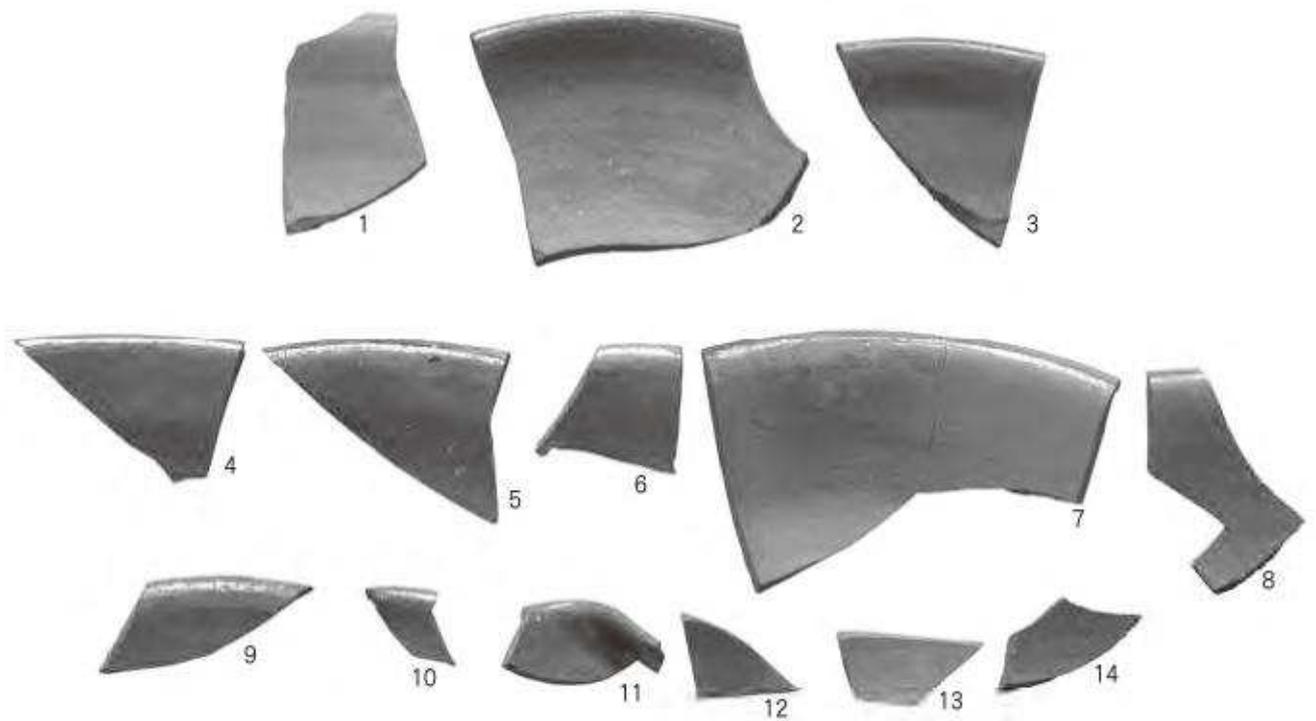
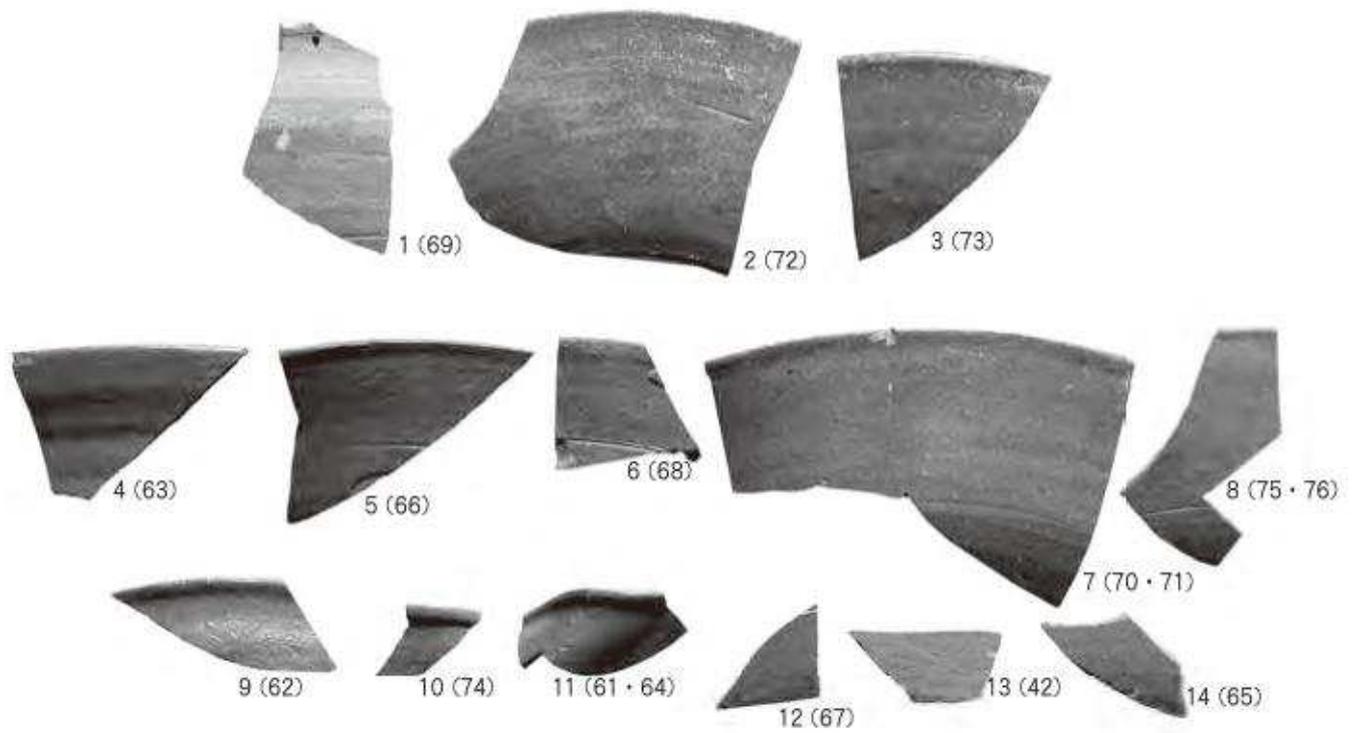
本稿は、短時日でまとめたこともあって不備な点も多いと思うが、当該期の考古学研究を進めるための一材料となれば幸いである。（高橋照彦・長尾正義）

[付記] 本稿の執筆分担としては、節の末尾に記す通り、1～3節を長尾が、4・5節は高橋が担当し、6・7節は共同執筆した。また、図3は八戸市教育委員会の宇部則保氏の実測によるもので、その他の図版は長尾が作成した。本誌への掲載に当たっては、青森県埋蔵文化財調査センターの大湯卓二氏に、お世話になった。本資料の検討に当たっては、宇部則保氏、青森市教育委員会の木村淳一

氏、水沢市教育委員会の高橋千晶氏、青森県埋蔵文化財調査センターの岡本 洋氏、大阪大学文学研究科大学院生の森暢郎氏には、種々のご教示・ご協力を仰いだ。ここに、厚く御礼を申し上げたい。

主要引用・参考文献

- 伊藤博幸 1997 「岩手県の須恵器生産」『蝦夷・律令国家・日本海』日本考古学協会 1997 年度秋田大会資料
- 今泉隆雄 1986 「蝦夷の朝貢と饗給」『東北古代史の研究』吉川弘文館
- 宇部則保 2007 「本州北緑地域の蝦夷集落と土器」『九世紀の蝦夷社会』高志書院
- 大石直正 1988 「奥州藤原氏の貢馬について」『中世東国史の研究』東京大学出版会
- 大阪大学大学院文学研究科考古学研究室 2006 「大谷3号窯—篠窯跡群北部域の調査—」
- 窪田大介 2004 「九世紀の奥郡騒乱」『古代蝦夷と律令国家』高志書院
- 熊谷公男 1995 「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」『律令国家の地方支配』吉川弘文館
- 鈴木拓也 1998 「陸奥出羽の調庸と蝦夷の饗給」『古代東北の支配構造』吉川弘文館
- 高橋照彦 1995 「緑釉陶器」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会編、真陽社
- 高橋照彦 2003 a 「古代末期の広域流通食器を考える—第21回中世土器研究会に参加して—」
『中世土器研究』107号、中世土器研究会
- 高橋照彦 2003 b 「平安京近郊の緑釉陶器生産」『古代の土器研究—平安時代の緑釉陶器・生産地の様相を中心に—』
古代の土器研究会
- 高橋照彦編 2007 「須恵器生産における古代から中世への変質過程の研究」大阪大学大学院文学研究科
- 藤原弘明・佐藤智生・葛川貴祥 2007 「須恵器の生産と消費（青森県）」『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』
第1巻、清文堂出版
- 湖原智幸 2004 「九世紀陸奥国の蝦夷・俘囚支配—北部四郡の廃絶までを中心に—」『日本史研究』508号
- 三浦圭介 1990 「日本海北部の古代後半から中世にかけての土器様相」『シンポジウム土器からみた中世社会の成立』
中世土器研究会・東国土器研究会
- 三浦圭介 2005 「平安後期の北奥世界—林ノ前遺跡・新田(1)遺跡の意義—」『東アジアの古代文化』125号
- 三浦圭介・小口雅史・齊藤利男 2006 「北の防御性集落と激動の時代」同成社
- 三沢市教育委員会 1991 「平畑(5)遺跡」『三沢市埋蔵文化財調査報告書』第9集
- 三沢市教育委員会 1995 「平畑(3)遺跡」『三沢市埋蔵文化財調査報告書』第14集
- 筑島栄紀 2001 「古代の陸奥・出羽における交易と交易者」『古代国家と北方社会』吉川弘文館
- 八木光則 2001 「城柵の再編」『日本考古学』第12号
- 八木光則 2007 「蝦夷と「律令」」『九世紀の蝦夷社会』高志書院



1～3 稜皿 4～8 稜椀 9 小型椀 10・11 耳皿 12～14 皿もしくは椀

写真 緑釉陶器破片資料

青森県埋蔵文化財調査センター 研究紀要 第15号

発行年月日 2010年（平成22年）3月29日

発行者 青森県埋蔵文化財調査センター
〒038-0042 青森市新城字天田内152-15
TEL (017) 788-5701 FAX (017) 788-5702

印刷所 ワタナベサービス株式会社
〒033-0802 青森市本町1丁目2-5
TEL (017) 777-1388 FAX (017) 735-5982



BULLETIN
OF
CENTER FOR ARCHAEOLOGICAL RESEARCH
AOMORI PREFECTURE

No. 15

CONTENTS

Jun SAITO

A Study of the Pottery Seriation at Noheji Site Complex.

Hayato NAKAMURA

Correlativity in Cornerstone Building and Embedded-Pillar Building House at the Early Modern Age of Aomori Prefecture.

Teruhiko TAKAHASHI and Masayoshi NAGAO

An Investigation of the Green Glazed Wares Unearthed from Hirahata(1) Site, Misawa City.

Shigetaka SAKAKIBARA

Some Observation on Earthenwares of the Yayoi and the Nara Period Unearthed from Sotomeyachi site.

March 2010
CENTER FOR ARCHAEOLOGICAL RESEARCH
AOMORI PREFECTURE